

香川県新型コロナウイルス関連肺炎に関する庁内連絡会議 次第

日時：令和2年1月24日（金）15：00～

場所：香川県庁北館301

1. あいさつ

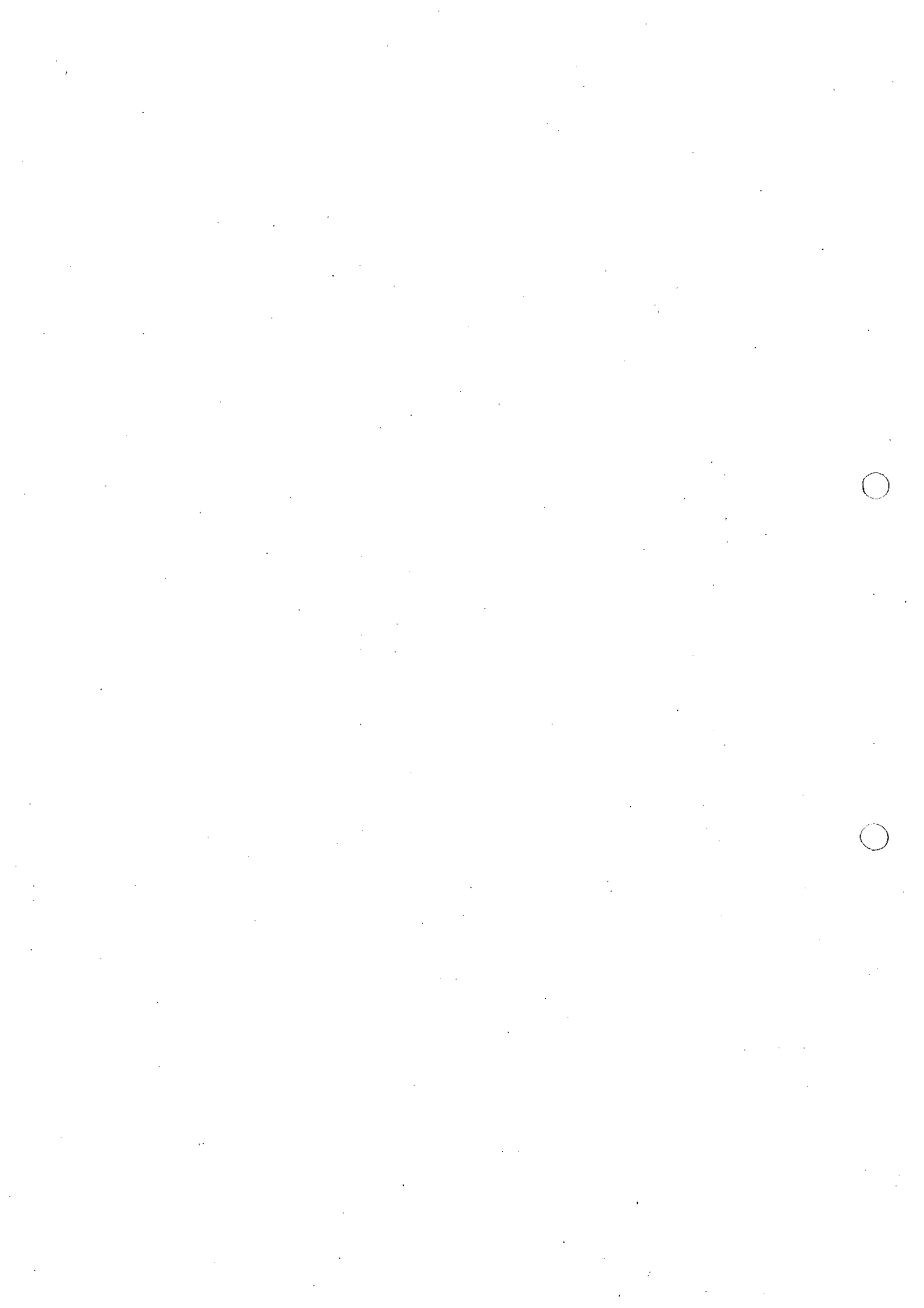
2. 議 題

(1) 新型コロナウイルス関連肺炎の現状について

(2) 新型コロナウイルス関連肺炎に関する情報交換

(3) 患者（疑い例）が発生した時の対応について

(4) その他



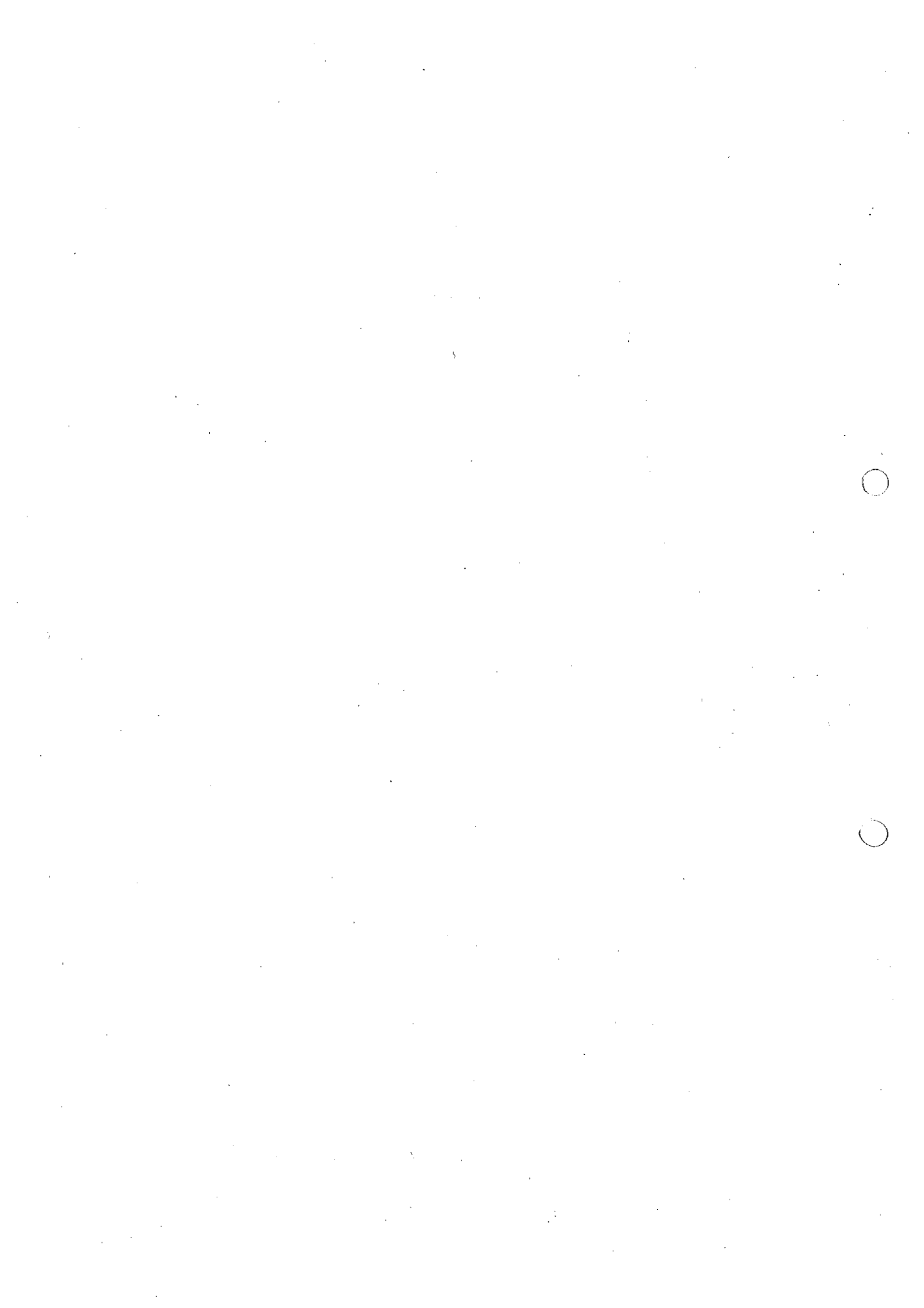
香川県新型コロナウイルス関連肺炎に関する庁内連絡会 構成員名簿

庁内関係課・室・所

所 属	職名	氏名	備 考
広聴広報課	課長	大庭 康博	
国際課	課長	谷口 英二	
危機管理課	課長	石川 恵市	
健康福祉総務課	課長	長尾 英司	
医務国保課	課長	尾崎 俊史	
生活衛生課	課長	石川 勲	
交流推進課	課長	桑原 仁	
観光振興課 国際観光推進室	室長	陶山 尚志	
交通政策課	課長	近藤 壽文	
港 湾 課	課長	杉峯 正夫	
県立病院課	課長	遠山 宏	
薬務感染症対策課	課長	井上 喜美子	
小豆保健所	所長	岩井 敏恭	
東讃保健所	所長	丸山 保夫	
中讃保健所	所長	小倉 永子	
西讃保健所	所長	仁木 賢	
環境保健研究センター	所長	橋本 和久	

香川県警察本部 警備部警備課	課長	谷本 郁夫	
-------------------	----	-------	--

高松市保健所	所長	大西 聡	
--------	----	------	--



令和2年1月24日

(1) 新型コロナウイルス関連肺炎の現状について

厚生労働省報道提供資料

資料 1 (P1～)

香川県感染症情報 (ホームページ)

資料 2 (P41～)

薬務感染症対策課通知

資料 3 (P43～)

(2) 新型コロナウイルス関連肺炎に関する情報交換

危機管理課

資料 4-1 (P65～)

港湾課

資料 4-2 (P67～)

(3) 患者 (疑い例) が発生した時の対応について

新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策

資料 5 (P77～)

<参考>

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

資料 6 (P81～)

感染症法で規定されている感染症 (平成31年4月1日現在)

資料 7 (P89～)



令和2年1月24日（金）

【照会先】

健康局 結核感染症課
感染症情報管理室長

梅田 浩史（内線2389）

課長補佐 加藤 拓馬（内線2373）

課長補佐 上戸 賢（内線2935）

（代表電話） 03（5253）1111

報道関係者各位

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎に関する世界保健機関（WHO）の緊急委員会の結果について

世界保健機関（WHO）の緊急委員会は、1月24日未明（日本時間）、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）」には該当しないと発表しました。

これを受け厚生労働省では、WHOからの発表内容を精査した上で、必要な対応を講じてまいります。

WHOの発表（原文）

[https://www.who.int/news-room/detail/23-01-2020-statement-on-the-meeting-of-the-international-health-regulations-\(2005\)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)](https://www.who.int/news-room/detail/23-01-2020-statement-on-the-meeting-of-the-international-health-regulations-(2005)-emergency-committee-regarding-the-outbreak-of-novel-coronavirus-(2019-ncov))

（参考）

1. PHEICとは、WHOが定める国際保健規則（IHR）における次のような事態をいう。

- (1) 疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態
- (2) 緊急に国際的対策の調整が必要な事態

2 過去にPHEICが出された事例は以下のとおり。

- ・ 2009年4月 豚インフルエンザA(H1N1)(新型インフルエンザ)
- ・ 2014年5月 野生型ポリオウイルスの国際的な拡大
- ・ 2014年8月 エボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大
- ・ 2016年2月 ジカ熱の国際的拡大
- ・ 2019年7月 コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生状況



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。



令和2年1月24日（金）

【照会先】

健康局 結核感染症課

感染症情報管理室長

梅田 浩史（内線2389）

課長補佐 加藤 拓馬（内線2373）

主査 柳川 愛実（内線2932）

（代表電話）03（5253）1111

報道関係者各位

新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について

本日（1月24日）11時頃に、国立感染症研究所より、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の症例の報告がありました。

この患者は、中華人民共和国湖北省武漢市在住の旅行者であり、1月20日にご本人が医療機関を受診した際に、武漢市の滞在歴の申告があったとして、報告がされたものです。

新型コロナウイルスに関連した感染症の患者の発生が国内で確認されたのは2例目です。

本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。

概要

（1）年代： 40代

（2）性別： 男性

（3）居住地：中華人民共和国（湖北省武漢市）

（4）症状、経過：

1月14日から発熱あり。

1月15、17日に医療機関を受診し肺炎の診断はなく、経過観察

1月19日に来日（症状は落ち着いていた）

1月20日に医療機関を受診し、肺炎の診断なく、経過観察

1月22日発熱、咽頭痛が持続するため、医療機関を受診し、肺炎像を認め、東京都内医療機関に転院し、現在入院中。

（5）行動歴： 本人からの報告によれば、武漢市の海鮮市場（華南海鮮城）には立ち寄っていない。

中国において、肺炎患者との明確な接触は確認できていない。

本人は、同行者と別の部屋に宿泊しており、ほぼ常に部屋に滞在していた。

なお、移動時にはマスクを着用していたとのこと。

◆国民の皆様へのメッセージ

今後とも各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、検疫所で必ず申し出下さい。また、国内で症状が現れた場合は、マスクを着用するなどし、あらかじめ医療機関に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。

(その他)

○今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。

なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、お控えください。

(参考) コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるSARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）とMERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。詳細は、国立感染症研究所の情報ページをご参照ください。

○国立感染症研究所 人に感染するコロナウイルス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>



Get Adobe
Acrobat Reader

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について

中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告されており、必要な情報の収集・公表を行っているところです。

※コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。

人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られているが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるSARS-CoV(重症急性呼吸器症候群コロナウイルス)とMERS-CoV(中東呼吸器症候群コロナウイルス)以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。

(参考)

国立感染症研究所 ヒトに感染するコロナウイルス:

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

◆国民の皆様へのメッセージ

○新型コロナウイルス関連肺炎に関するWHOや国立感染症研究所のリスク評価によると、現時点では本感染症は、家族間などの限定的なヒトからヒトへの感染の可能性が否定できない事例が報告されているものの、持続的なヒトからヒトへの感染の明らかな証拠はありません。

風邪、インフルエンザが多い時期であることを踏まえて、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要です。

○武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に医療機関に連絡した上で、受診していただきますよう御協力をよろしく申し上げます。

また、医療機関の受診にあつては、武漢市滞在歴があることを事前に申し出てください。

中華人民共和国湖北省武漢市において原因不明の肺炎が発生!

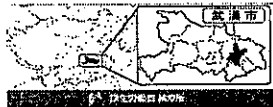
中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス関連肺炎が発生!

武漢市から帰国・入国する方は、咳や発熱等の症状がある場合は、マスクを着用するなどし、事前に医療機関に連絡した上で、受診していただきますよう御協力をよろしく申し上げます。

また、医療機関の受診にあつては、武漢市滞在歴があることを事前に申し出てください。

中華人民共和国湖北省武漢市において原因不明の肺炎が発生!

If you come from Wuhan City with symptoms such as cough, fever, or taking cough suppressants and/or antipyretics, please contact the quarantine officer.



また、政府では、1月21日、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議を開催しています。

【内 房:新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議】

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/index.html

1 自治体・医療機関向けの情報

- 2020年1月23日掲載 [新型コロナウイルスに関する検査対応について\(協力依頼\)\(自治体\)](#)
- 2020年1月17日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について\(自治体\)](#)
- 2020年1月17日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について\(医師会\)](#)
- 2020年1月6日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について\(自治体\)](#)
- 2020年1月6日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について\(日本医師会\)](#)

2 検疫所向けの情報

- 2020年1月17日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について\(検疫所\)](#)
- 2020年1月7日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について\(検疫所\)](#)

3 国土交通省・航空会社向けの情報

- 2020年1月22日掲載 [新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について\(国土交通省宛て\)](#)
- 2020年1月22日掲載 [新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について\(航空会社宛て\)](#)
- 2020年1月17日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について\(国土交通省宛て\)](#)
- 2020年1月17日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について\(航空会社宛て\)](#)

4 報道発表資料

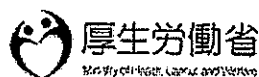
- 2020年1月24日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について](#)
- 2020年1月24日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎に関する世界保健機関\(WHO\)の緊急委員会の結果について](#)
- 2020年1月23日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(令和2年1月23日版\)](#)
- 2020年1月22日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(令和2年1月22日版\)](#)
- 2020年1月20日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(第5報\)](#)
- 2020年1月16日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について](#)
- 2020年1月14日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について\(第4報\)](#)
- 2020年1月10日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について\(第3報\)](#)
- 2020年1月7日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について\(第2報\)](#)
- 2020年1月6日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について](#)

5 参考情報(国立感染症研究所)

- [新型コロナウイルスに関する解説及び中国湖北省武漢市等で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に関連する情報](#)

6 リンク

- [FORTH/厚生労働省検疫所ホームページ](#)
- [外務省 海外安全情報ホームページ](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

令和2年1月23日（木）

【照会先】

健康局 結核感染症課
感染症情報管理室長

梅田 浩史（内線2389）

課長補佐 加藤 拓馬（内線2373）

課長補佐 上戸 賢（内線2935）

（代表電話） 03（5253）1111

報道関係者各位

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について（令和2年1月23日版）

1月23日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。

（1月23日正午までの武漢市やWHO等から発表された内容を踏まえ、1月22日報から下線部分を更新しました。）

新型コロナウイルスの感染者について、我が国では1名の感染者が報告されております（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html）。

また、我が国では、積極的疫学調査により、現在、18名の健康観察調査を行っております。これまでに新たな感染者は確認されておられません。

厚生労働省では引き続き情報収集を進めてまいります。

1. 国外の発生状況について

・海外の国・地域の政府公式発表に基づく、1月23日12:00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

- ・中国、感染者571名、死亡者17名。
- ・タイ、感染者4名、死亡者0名。
- ・韓国、感染者1名、死亡者0名。
- ・台湾、感染者1名、死亡者0名。
- ・米国、感染者1名、死亡者0名。

2. 国内の発生状況について

- ・1月23日現在、確認されている感染者は1名である。

当該感染者は既に軽快。なお当該感染者は外出時にマスクを着用していたことを確認済み。

- ・当該感染者の行動歴について調査が進められており、濃厚接触者は全て特定し、健康観察対象者としている。現時点での感染者の健康観察対象者15名全員について感染者は確認されていない。
- ・この他、海外で発生した感染者の接触者として3名が特定されており、25日に出国予定。

3. 厚生労働省のこれまでの対応

- ・空港等の検疫ブースにおける武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけポスターの更新
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000585391.pdf>
- ・帰国者に対する現行の検疫体制の継続（日本への入国者に対し、サーモグラフィー等を用いて、発熱等の症状がないか確認を実施）し、武漢市からの入国者に対しては健康状態の把握を併せて実施
 - ・航空会社に対して、機内アナウンスにて武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけについて協力を依頼
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000586401.pdf>

【医療機関・保健所等での対応関係】

- ・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、医療機関における対応と院内感染対策に関する情報を更新（疑似症サーベイランスの運用を検討する対象を武漢市への渡航歴等がある画像検査などで肺炎と診断された方へ拡大）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-1.html>
- ・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、新型コロナウイルス関連肺炎患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針（案）を策定
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/200122-1.pdf>
- ・国内で確認された感染者の濃厚接触者に対して健康観察を引き続き実施
- ・中国からウイルスの遺伝子配列情報が公開されたことを踏まえ、国立感染症研究所で検査方法を構築。http://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection_of_nCoV_report200121.pdf
- ・国立感染症研究所において、新型コロナウイルス関連肺炎に対する積極的疫学的調査実施要領（暫定版）を作成
https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV_200121-1.pdf
- ・自治体及び関係機関に対し、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度（疑似症サーベイランス）の適切な運用について依頼
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>
- ・国立感染症研究所において、自治体及び関係機関に対し、新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアルを策定 https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_200122.pdf

【情報発信】

- ・厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」における、渡航者への注意喚起<https://www.forth.go.jp/topics/202001211450.html>
- ・厚生労働省Twitter等によるタイムリーな情報発信の実施

4. 今後の対策について

（1）水際対策

中国からの全ての航空便において、健康カードの配布、機内アナウンスの実施を拡大するよう、各航空会社に要請

（2）医療体制

中国武漢市以外に流行が拡大した場合には、その流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めたと際にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、保健所と連携して疑似症サーベイランス（原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度）を確実に実施

（3）国内サーベイランス

国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるように体制を整備

- ・特に留意すべき濃厚接触者（例：医療従事者）について、患者対応に係る注意喚起を実施

（4）情報提供

- ・宿泊施設に対し、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合の対応を周知
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に関するQ&Aを発出し、広く国民に情報提供を行う

5. 世界保健機関（WHO）の緊急委員会について

- ・日本時間の22日から23日にかけて世界保健機関（WHO）緊急委員会が開催され、新型コロナウイルス関連肺炎が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」に該当するか否かの判断について協議したところ

ろ、より多くの情報が必要との判断から、今回の新型コロナウイルスに関するリスク評価は継続審議となった。日本時間の本日夜に改めて緊急委員会を開催して、引き続き議論が行われる予定である。

・緊急委員会による何らかの判断が行われた場合には、速やかにプレスリリースを行う予定。

【「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」について】

(参考)「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」とは

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」とは、国際保健規則 (IHR)に基づく、次のような事態

(1) 疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態

緊急に国際的対策の調整が必要な事態

疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態

* (参考)「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」とは

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (PHEIC)」とは、国際保健規則 (IHR) に基づく、次のような事態。

(1) 疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態

(2) 緊急に国際的対策の調整が必要な事態

・WHO事務局長は、当該事象が発生している国と協議の上、緊急委員会の助言等を踏まえ、PHEICを構成するか否かを認定し、保健上の措置に関する勧告を行う。

・勧告には、当該緊急事態が発生した国又は他国が疾病の国際的拡大を防止又は削減し国際交通に対する不要な阻害を回避するために人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び/又は郵便小包に関して実施する保健上の措置(例：出入国制限、健康監視、検疫、隔離等)を含めることができる。ただし、拘束力はなく、また勧告に従わない場合の規程等もない。

今後とも中国等の状況やWHOの緊急委員会の結果を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

(参考)

・中国における原因不明肺炎について (世界保健機関 (WHO) Disease Outbreak News) :

<https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unkown-cause-china/en/>

・海外感染症発生情報 原因不明の肺炎-中国 (厚生労働省検疫所HP FORTH) :

<https://www.forth.go.jp/topics/20200106.html>

・中国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について (事務連絡) :

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>

・中国武漢市における肺炎の集団発生に関するWHOの声明 (世界保健機関 (WHO)) :

<https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china>

・新しいコロナウイルス-大韓民国 (世界保健機関 (WHO) Disease Outbreak News) :

<https://www.who.int/csr/don/21-january-2020-novel-coronavirus-republic-of-korea-ex-china/en/>

・中華人民共和国国家衛生健康委員会 :

<http://www.nhc.gov.cn/wjw/index.shtml>

・武漢市衛生健康委員会 :

<http://wjw.wuhan.gov.cn/>

・広東省衛生健康委員会 :

<http://wsikw.gd.gov.cn/>

・衛生福利部疾病管制署 (台湾CDC) :

<https://www.cdc.gov.tw/?aspxerrorpath=/rwd/english>

・中国における新種のコロナウイルスについて (世界保健機関 (WHO) Disease Outbreak News) :

<https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/>

・タイで新種コロナウイルスの肺炎が報告 :

<https://www.who.int/thailand/news/detail/13-01-2020-thailand-responding-to-the-novel-coronavir>

US

• 厚生労働省Twitter :

<https://twitter.com/mhlwtwitter?lang=ja>

• Press Release on the first imported case of the novel coronavirus(2019-nCoV) in Korea :

<http://www.cdc.go.kr/board/board.es?mid=a304020000006bid=0030>

• First Travel-related Case of 2019 Novel Coronavirus Detected in United States :

<https://www.cdc.gov/media/releases/2020/p0121-novel-coronavirus-travel-case.html>



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

【重要なお知らせ】

中華人民共和国湖北省武漢市において
新型コロナウイルス関連肺炎が発生！

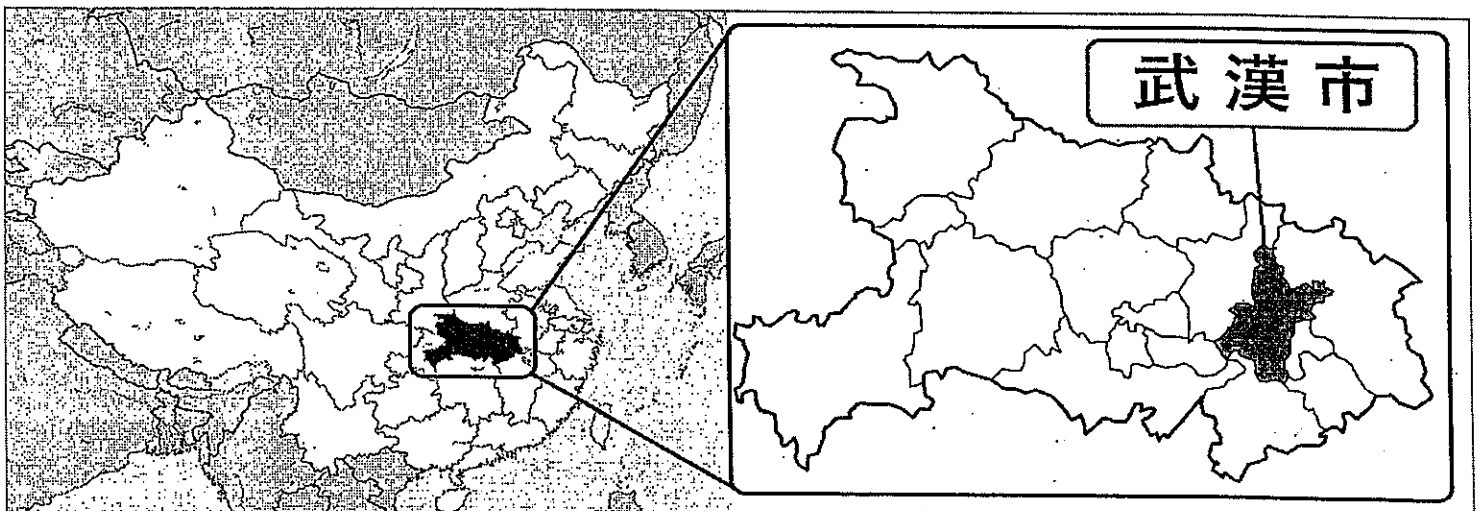
武漢市 から帰国された方で **咳** や **発熱** 等の
症状がある場合や、**咳止め剤** や **解熱剤** を **服薬**
している場合は、**検疫官** にお申し出ください。

中国湖北省武汉市发生新型冠状病毒肺炎！

从**武汉市**回国者和入境者，发生**咳嗽**或**发烧**等症状，
服用止咳药或**退烧药**者，请立即向**检疫人员**申报。

**Novel coronavirus pneumonia has occurred in
Wuhan City, Hubei Province of China!**

If you come from **Wuhan City** with symptoms such as
cough or **fever**, or **taking cough
suppressants and/or antipyretics**, please
contact the **quarantine officer**.



厚生労働省 検疫所



3

健感発 0117 第 3 号
薬生食検発 0117 第 3 号
令和 2 年 1 月 17 日

航空会社 各位

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課

検疫所業務管理室長



新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について

日頃より、検疫業務に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生の報告があった非定型肺炎について、世界保健機関（WHO）は1月14日、当該肺炎患者の検体から新型コロナウイルスが検出されたと認定しました。

武漢市衛生健康委員会（Wuhan Municipal Health Commission）によると、武漢市において新型コロナウイルスに関連した肺炎であると診断された患者数は、1月15日時点で41例（うち退院が12例、重症が5例、死亡が2例）であり、患者の発症日は12月8日から1月2日までで、1月3日以降に新たな発症者は確認されていないとのことです。

こうしたなか、1月15日、日本国内で初めて、武漢市への滞在歴がある方1名に関し、新型コロナウイルスが陽性であったことが確認されました。

新型コロナウイルス関連肺炎に関するリスク等については現在調査中であり、現時点では不確定な部分が多いことから、水際対策を着実に実施するため、武漢市からの直行便において、武漢市から帰国された方で咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服薬している場合は、検疫官に申し出てくださいよう、機内アナウンスの御協力を賜りたくお願い申し上げます。

【機内アナウンス例】

厚生労働省からのお知らせです。

咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服薬している場合は、検疫ブースにおいて、検疫官にお申し出をいただきますよう、お願い申し上げます。

从武汉市回国者和入境者，发生咳嗽或发烧等症状，服用止咳药或退烧药者，请立即向检疫人员申报。

If you come from Wuhan City with symptoms such as cough or fever, or taking cough suppressants and/or antipyretics, please contact the quarantine officer.

新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策

改訂 2020 年 1 月 21 日

国立感染症研究所
国立国際医療研究センター 国際感染症センター

1. はじめに

2019 年 12 月以降、中国湖北省武漢市から新型コロナウイルス感染症の患者が断続的に報告されている。

ここでは、新型コロナウイルス感染症を疑う場合と、積極的疫学調査で接触者と同定されたものが発症し検査対象となった場合を述べる。感染予防策については共通である。

なお、内容については、1 月 21 日 10 時現在における情報を基に作成しており、今後、最新の情報を基に変更されることがある。

2. 新型コロナウイルス感染症の疑い例のスクリーニング

発熱または呼吸器症状を訴える患者に対して、以下の有無を聴取する。

(ア) 武漢市への渡航歴

(イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触

3. 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義

以下の I および II を満たす場合を「疑い例」とする。

I 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

II 発症から 2 週間以内に、以下の (ア)、(イ) の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

4. 新型コロナウイルス感染症の確定例・疑い例に対する感染対策

急性呼吸器感染症患者の診察時には標準予防策、つまり呼吸器症状を呈する患者本人にはサージカルマスクを着用させることを原則とし、医療従事者は、診察する際にサージカルマスクを含めた標準予防策を実施していることを前提とする。

そのうえで、新型コロナウイルス感染症患者の確定例、疑い例を診察する場合、

I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う。

II 診察室および入院病床は個室が望ましい。

III 診察室および入院病床は十分換気する。

IV 患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には空気感染の可能性を考慮し N95 マスク、眼の防護具 (ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウン、手袋を装着する。

V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する。

なお、新型コロナウイルス感染症患者の確定例、疑い例、または検査対象者が受診する医療機関においては、診察に関わらないがこれらの患者と対面する可能性のある職員（受付、案内係、警備員など）の感染予防策にも十分配慮する。

5. 検査や対応の流れ

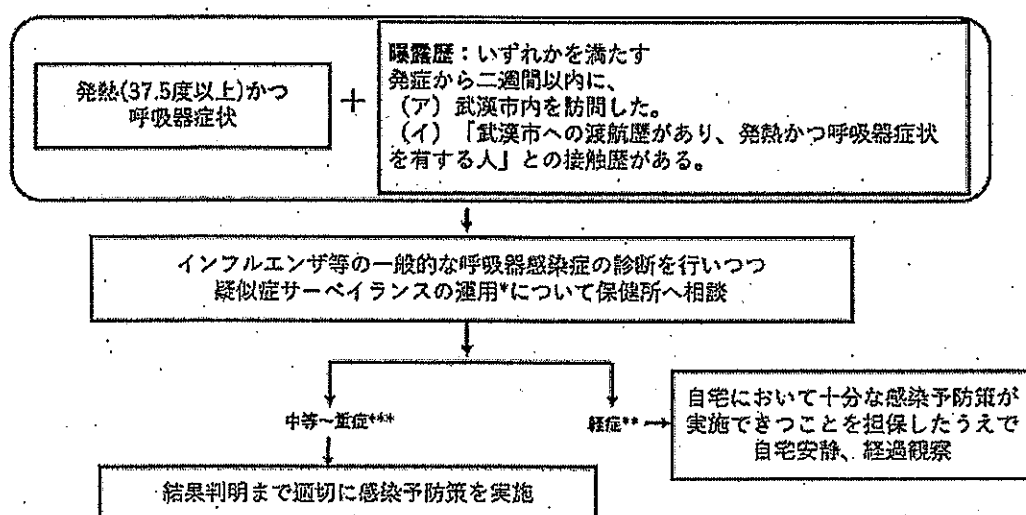
疑い例については呼吸器症状の程度に関わらず、対応について図1を参照し保健所へ相談する。具体的には、医療機関は、インフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の病原体の微生物学的な検査を行いつつ、疑似症サーベイランスの届出について保健所へ相談する。画像検査などで肺炎と診断された場合には、中等症以上と考えられることから、疑似症サーベイランスにおける「重症」の定義に合致しない場合でも同サーベイランスの届出について保健所へ相談する。その場合は、当該医療機関を所管する保健所に報告したうえで必要時「2019-nCoV 感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9325-manual-200121.html>)」を参考に検体採取を行う（図1）。

患者（確定例）の入院適応については、感染症法上の入院の措置には該当せず、当面、医学的適応（医学的な加療の必要性）に従い、医療保険において加療を行う。

入院適応がないと判断された患者（確定例）については、自宅において十分な感染対策が実施できることを担保した上で、自宅安静とする。自宅において十分な感染対策が実施できない場合は、別途保健所との相談となる。入院適応がないと判断された患者（確定例）については、症状増悪時の対応（保健所に連絡した上での医療機関の再診）について、患者（確定例）本人と、必要時家族にも、十分に説明を行った上で、保健所が経過を観察する。

（「新型コロナウイルスによる感染症患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針」

（ <https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9314-ncov-200117-2.html>））。



* 2019-nCoVの検体採取については別途「2019-nCoV感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」を参照

**医学的な判断により入院を判断

***肺炎と診断された場合には中等症以上とし、疑似症サーベイランスを運用について保健所へ相談する。

図 1. 新型コロナウイルス感染症の疑い例における検査・対応

6. 新型コロナウイルス感染症の患者（確定例）および新型コロナウイルス関連肺炎疑い患者との接触者への対応

新型コロナウイルス感染症の患者（確定例）または新型コロナウイルス関連肺炎を疑う患者との接触者は「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9323-ncov-200121-1.html>」にもとづき検査を実施する。その場合の検査や対応の流れを図 2 に示す。「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」における検査対象者（以下、検査対象者）を診察する場合の感染対策は、上記 4. に準ずる。

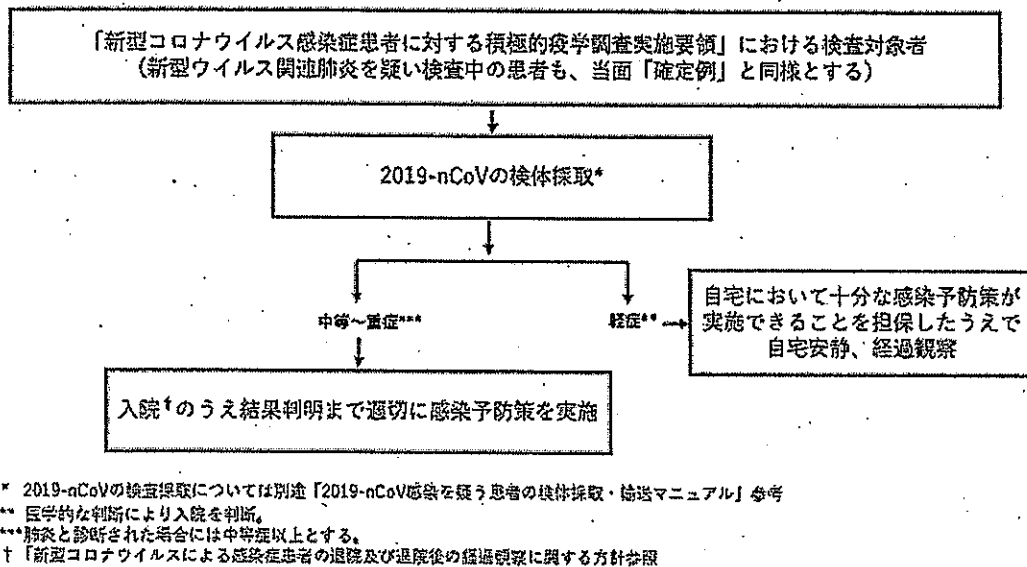


図 2. 検査対象者における検査・対応

参考：

1. 中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について. 厚生労働省 健康局 結核感染症課.
2. 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について. 厚生労働省 健康局 結核感染症課.
3. 原因不明の肺炎－中国. 厚生労働省検疫所 FORTH.
4. 新型冠状ウイルス感染の肺炎疫学知識問答. 武漢市卫生健康委員会. (<http://wjw.wuhan.gov.cn/front/web/showDetail/2020011509040>)
5. Coronavirus. World Health Organization. (<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>)

新型コロナウイルス (Novel Coronavirus : nCoV) による感染症患者の
退院及び退院後の経過観察に関する方針 (案)

(2020年1月22日作成)

国立感染症研究所 感染症疫学センター
国立国際医療研究センター 国際感染症センター

注：疫学的所見や病原体に関する情報が現時点で乏しいため、情報の蓄積に伴い、この内容は適宜更新される。

1. 新型コロナウイルス (Novel Coronavirus : nCoV) 関連肺炎の疑い例の定義及び検査体制

新型コロナウイルス (Novel Coronavirus : nCoV) 関連肺炎の疑い例の定義及び検査体制については、当面、「中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染」の文書を参照すること。

2. nCoV 関連肺炎と症例、および nCoV 感染症患者に対する院内感染対策

上記の手順を踏んで nCoV 関連肺炎と確定診断された症例、もしくは、その他の理由により (例：積極的疫学調査による探知) nCoV 感染症と確定診断された患者 (以下、これらを合わせ患者 (確定例) とする) に対する院内感染対策は、「中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策」に記載されている nCoV 関連肺炎の疑い例に対する対応と同じとする。

3. 患者 (確定例) の入院適応と対応

患者 (確定例) の入院適応については、医学的適応 (医学的な加療の必要性) に従い、保険診療において加療を行う。また、nCoV 感染症は、感染症法上の類型が定まっておらず、感染症指定医療機関での入院は法令上必須とはされていないが、新興感染症であり、かつ、感染経路に関する情報が十分得られていない現状においては、標準予防策、飛沫予防策、接触予防策、加えて必要時、空気感染対策が、十分に実施できる医療機関での入院が望ましい。

入院適応がないと判断された患者 (確定例) については、自宅において十分な感染予防策が実施できることを担保した上で、自宅安静とする。自宅において十分な感染予防策が実施できない場合は、別途保健所との相談となる。入院適応がないと判断された患者 (確定例) については、症状増悪時の対応 (保健所に連絡した上での医療機関の再診) について、患者 (確定例) 本人と、家族や保護者に十分に説明を行った上で、保健所が経過を観察する。

4. 入院加療を受けた回復期にある患者 (確定例) (以下、nCoV 感染症回復期患者とする) の退院の目安と退院後の経過観察

以下には、入院加療を受けた回復期にある患者 (確定例) (以下、nCoV 感染症回復期患者とする) の退院の目安と退院後の経過観察について記載する。入院適応がないと判断された患者 (確定例) の対応も、以下に準じて行う。

なお、患者 (確定例) の接触者に関する対応は、「新型コロナウイルス (Novel Coronavirus : nCoV) 感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 (暫定版)」を参照のこと。

➤ nCoV 感染症回復期患者の退院の目安

nCoV 感染症回復期患者に退院の判断を下すにあたっては、以下のような項目について検討し、主治医と保健所が相談の上、総合的に判断する。

臨床症状及び検査所見：

- ・ 24時間発熱 (37.5℃以上) が無いこと
- ・ 呼吸器症状が改善傾向であること

- ・ 血液検査、画像所見等の検査所見が改善傾向であること

➤ nCoV 感染症回復期患者の退院後経過観察

退院後の回復期患者には、退院後 1 週間は可能な限り自宅内で過ごしていただくこと、やむを得ず外出する際は、公共交通機関の利用などの不特定多数との接触の機会は避けること、及びサージカルマスクの着用と手洗い励行を依頼する。また、1 日に 2 回（朝夕）体温を測り記録するよう協力を求め、37.5℃以上の発熱や呼吸器症状等が出現してきた際には、保健所へ速やかに報告し、対応について指示を仰ぐ。

退院後、症状が認められない場合、経過観察のための受診は解熱後 1 週間後に行うことが勧められる。経過観察は原則として、回復期患者が入院加療を行った医療機関で行う。通常の臨床経過の評価に必要な検査（行政検査に含まない）と、nCoV 病原体検査（行政検査）を目的として上気道由来検体等の採取を考慮する。行政検査の要否については、国立感染症研究所にもご相談いただきたい。

保健所は、行政検査結果の評価などに関し、必要に応じて自治体や厚生労働省健康局結核感染症課や国立感染症研究所等の専門家に相談する。

参考

- ・ WHO : Clinical management of severe acute respiratory infection when novel coronavirus (nCoV) infection is suspected
<https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/clinical-management-of-novel-cov.pdf>
- ・ WHO : Clinical management of severe acute respiratory infection when Middle East respiratory syndrome coronavirus (MERS-CoV) infection is suspected
https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/178529/WHO_MERS_Clinical_15.1_eng.pdf?sequence=1&isAllowed=y&ua=1
- ・ WHO : WHO hospital discharge and follow-up policy for patients who have been diagnosed with Severe Acute Respiratory Syndrome (SARS)
<https://www.who.int/csr/sars/discharge/en/>

新型コロナウイルス(Novel Coronavirus:nCoV)感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(暫定版)

国立感染症研究所 感染症疫学センター

令和2年1月21日版

2019年12月以降、中国湖北省武漢市に居住する者を中心に新型コロナウイルス(Novel Coronavirus:nCoV)感染症の患者が断続的に報告されている。重症度を含めた本感染症のインパクトが不明であること、国内での流行がまだ確認されていないことから、接触者調査を実施し、適切な対策を実施することで感染拡大を防止することが重要である。また、高齢者や基礎疾患のある者に感染した場合、重症化する恐れもあることから、患者に対する適切な医療の提供も重要である。なお、現時点では感染源・感染経路については不明である。

本稿は、国内で探知された nCoV 感染症の患者(確定例)等に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条による積極的疫学調査を迅速に実施するため作成されたものである。

(調査対象)

○積極的疫学調査の対象となるのは、以下に定義する「患者(確定例)」および「濃厚接触者」である。

- 「患者(確定例)」とは、「nCoV が検出された感染確定例」を指す。
- 「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。
 - i. 世帯内接触者:「患者(確定例)」と同一住所に居住する者
 - ii. 医療関係者等: 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者
 - iii. 汚染物質の接触者: 「患者(確定例)」由来の体液、分泌物(痰など(汗を除く))などに、必要な感染予防策なしで接触した者
 - iv. その他: 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と接触があった者(患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する)

(調査内容)

○「患者(確定例)」について、基本情報・臨床情報・推定感染源・接触者等必要な情報を収集する。(調査票添付 1、2-1、2-2)

○事前に「濃厚接触者」に対し、最終曝露から14日間、健康状態に注意を払い、37.5℃以上の発熱、または急性呼吸器症状がでた場合、医療機関受診前に、保健所へ連絡するようにお願いする。

○「濃厚接触者」については、37.5℃以上の発熱、または急性呼吸器症状がでた場合、検査対象者として扱う。

(調査時の感染予防策)

○積極的疫学調査の対応人員が「患者(確定例)」及び検査対象者に対面調査を行う際は、手袋、サージカルマスクの着用と適切な手洗いを行うことが必要と考えられる。現時点では、疫学的な知見に乏しい新興の呼吸器感染症への対応として、眼の防護具(ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウンを追加し、必要に応じてサージカルマスクではなくN95マスクを着用する。(PPE(個人防護具)着脱に関するトレーニングを定期的もしくは事前に積んでおくことが重要である。)

○「患者(確定例)」及び検査対象者に咳などの症状がある場合は、サージカルマスクの着用と適切な手洗いを促す。

○検体採取時に必要な感染予防策は、「中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策」を参照し、適切な予防策をとる。

(患者(確定例)への対応)

○患者(確定例)の経過観察、及びその間の患者(確定例)自身の感染予防策については、「新型コロナウイルス(Novel Coronavirus: nCoV)感染症患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針(案)」を参照し、対応する。

(濃厚接触者への対応)

○「濃厚接触者」については、咳エチケットと手洗いを徹底するように指導し、常に健康状態に注意を払うように伝える。

○「濃厚接触者」の家族や周囲の者(同僚等)に対しては、特段の対応は不要である。

○検査対象者については、検査結果の如何に関わらず、症状が消退するまでの間、感染伝播に十分に配慮するよう伝える。また、本人の同意を得た上で、医療施設における個室対応などの対応も選択肢となりうる。

○検査対象者への検体採取については、「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・搬送マニュアル」を参照し、適切に検体採取を行う。

事務連絡
令和2年1月6日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について

令和元年12月、武漢市衛生健康委員会（Wuhan Municipal Health Commission）から、武漢市における非定型肺炎の集団発生について発表がありました。

当該肺炎の原因については調査中であり、現時点では不確定な部分が多いことから、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、院内での感染対策が徹底されるよう改めて管内医療機関へ周知をお願いします。

また、疑似症定点医療機関において、武漢市に滞在歴がある原因不明の肺炎患者を診察した際には、感染症発生動向調査における疑似症サーベイランスに基づき、国立感染症研究所（National Institute of Infectious Diseases）で検査を行うことが可能ですので、積極的に検討いただくよう管内医療機関へ周知願います。

なお、当該肺炎については、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合には、別途お知らせします。また、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会宛てに発出しておりますことを申し添えます。



疑似症サーベイランスの運用ガイドンス（第三版）

2019年3月25日（第一版）

2019年8月28日（第二版）

2020年1月10日（第三版）

国立感染症研究所

1. 本ガイドンスの目的

原因不明の重症の感染症の発生動向を早期に把握することを目的として、平成31年2月14日に改正された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）第6条第2項の規定による「疑似症」の届出について、医療機関と行政当局での運用を円滑に行うための技術的なガイドンスを作成した。

なお、本文中で、「疑似症サーベイランス」としているものは、すべて今回の改正後のものを指す。

また、平成31年2月21日付けで改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」及び「感染症発生動向調査事業実施要綱」も参照されたい。

平成31年4月1日の疑似症サーベイランスの運用を開始した後、自治体の協力を得て、報告された事例についての検討を適切なタイミングで実施し、適宜、当運用ガイドンスの修正を行うこととする。

2. 定義、届出基準、指定届出機関

定義：施行規則第6条第2項（抄）

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（以下「疑似症」という。）は、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

届出基準

上記の定義を満たしていること。ただし、以下の2つに該当する場合は、届出の対象とならない。

- ◆ 当該症状が2～5類感染症の患者の症状であることが明らかである場合（注：当該感染症の届出基準に基づき届出を行う）
- ◆ 感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかである場合

指定届出機関：施行規則第6条第2項（抄）

同項に規定する疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、集中治療その他これに準ずるものを提供できる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるもの（以下、疑似症定点とする）

3. 定義・届出基準に関する補足説明

- ◆ 「感染症を疑わせるような症状」については、感染症を否定できない初期症状で急性の経過を示すこと（注：対象とする症候は限定しない）、感染症を疑う所見があること、曝露歴（注：海外渡航歴や、動物・節足動物との接触等）なども考慮して、診察医が総合的に勘案する
- ◆ 「集中治療その他これに準ずるものが必要であり」については、各疑似症定点で通常使われている重症度を示す指標や、実施された医療行為の内容、また、看護必要度等を用いて判断することとする。

以下にその一例をあげるが、各疑似症定点における医療・看護に係る情報管理手法に合わせたものを選択できることとする。また、死体検案の事例については、「集中治療その他これに準ずるもの」が必要であったとみなして対応する。

「集中治療その他これに準ずるものが必要であり」の指標の例（いずれかを満たす）

- 重症度を示す指標
 - ◇ SOFA、又は、qSOFA が一定の基準を満たす（注参照）
 - ◇ 意識障害（GCS<8）が24時間以上遷延する
- 実施された医療行為の内容
 - ◇ 気管内挿管による呼吸管理を要する
 - ◇ DIC 治療を要する
 - ◇ 循環作動薬による循環管理を要する
 - ◇ 腎代替療法（透析）を要する
 - ◇ 集中治療室管理を要する

注)

SOFA スコア（sequential (sepsis-related) organ failure assessment）：ICU などの重症管理をしており感染症が疑われる患者に対して臓器障害を簡便にスコア化し

記述することを目的に作成されたスコアリングシステム。

quick SOFA (qSOFA) : 病院前救護、救急外来、一般病棟など ICU 外で感染症が疑われる患者に対して重症化を予測する目的に作成された基準。

- ◆ 「直ちに特定の感染症と診断することができない」については、以下を考慮する。
 - 疑似症定点で実施されている通常の迅速診断キットや細菌培養にて起因病原体が同定できない場合
 - 検査を受託する外部機関において検査を実施しているが、原因となる病原体等（毒素も含む）が特定できない状況（検査の最終結果の判明前であっても、暫定的な結果等から病原体等が特定できないと見込まれる場合を含む）
 - 既知の病原体が検出された場合でも、既知の疫学情報あるいは病態に合致しない場合
- ただし、誤嚥など当該病態に至る明らかな背景因子が想定される場合は、届出対象には含めない。また、食中毒事案の取り扱いについては、適宜、厚生労働省（国立感染症研究所を含む。）と相談を行うこと。
- ◆ その他、考慮すべき点は以下のとおり。
 - 基本的には、市中（院外）において発生した疾病を報告対象とするが、公衆衛生上の意義があると考えられる院内感染事例については、届出について管轄保健所と予め協議を行うこと。
 - 当該症例や家族等の関係者から得た情報で、疑似症定点において、当該症例が市中において発生した集団発生の一部であることが確認できた場合は、その情報を保健所への届出内容に含めることが、事案の全体像を把握する上でも重要である。
 - ◆ 届出基準の「法の対象外の感染性疾患であることが明らかである場合」の例としては、法の報告対象外の細菌やウイルス感染症などが含まれる。

4. 疑似症定点の選定に関する補足説明

- ◆ 基本的原則
 - 地域の医療機関における原因不明の重症の感染症が疑われる患者の受け入れの現状を考慮して疑似症定点を設定する。
 - できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるようにするため、人口及び医療機関の分布を勘案しつつ選定する。この際、成人と小児のどちらの症例も把握できるよう、疑似症定点が持つ診療科にも配慮する。
- ◆ 医療機関の特性別の選定基準
 - 上記の基本的原則を考慮した上で、まず、診療報酬に基づく特定集中治療室管理料（1～4）、小児特定集中治療室管理料及びハイケアユニット入院医療管理料（1～2）の届出をしている医療機関のうちから選定することを検討する。

その際は、感染症専門医などを中心に院内で感染症診療に関するコンサルテーションが行われているなど、医療機関内の症例探知の仕組みの整ったところから優先して選定する。

なお、地域の事情により、感染症専門医が常勤していない医療機関を選定しなければならない場合は、届出基準に合致しているかどうかを判断する上で、地域において感染症専門医等から、適切なコンサルテーションを受けることができる仕組みを準備しているかに配慮した上で指定届出機関とする。

- ▶ 次に、法に基づく感染症指定医療機関（特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関）のうち、疑似症定点の定義にある集中治療レベルの医療（上記、定義に関する補足説明を参照）が提供できる医療機関から選定する。

◆ マスギャザリング時の対応

マスギャザリング（一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団）においては、感染症のリスクを評価した上で、疑似症定点として選定することが疑似症発生情報の把握に有用な医療機関（例：大規模なスポーツ競技大会等において、観客や大会運営関係者等が受診する可能性のある医療機関）について検討を行う。

当該医療機関が、平時の疑似症定点医療機関と異なる場合は、マスギャザリングの期間に合わせて、一定期間のみの臨時的な疑似症定点とすることも考慮する。

5. 疑似症定点報告のプロセス

疑似症定点は、「3. 定義に関する補足説明」も参考に、届出基準に合致することが判明した段階で、保健所へ「直ちに」報告を行う。報告の実施においては、指定届出機関による汎用サーベイランスシステム（NESID上のサブシステムの一つ）の入力を原則とし、システムに入力をした場合は、当該医療機関は、保健所に随時、電話連絡を入れる。尚届出様式連絡先項には医療機関の電話番号を記載する。

半年以内の海外渡航歴がある場合、基礎疾患がない場合、急激に悪化する場合、既知の疫学情報あるいは病態に合致しない場合などは、公衆衛生上の意義が大きい可能性が想定されるため、必ずしも、届出定義を確実に満たすことが確認できていない段階での届出について、円滑な報告に向けて管轄保健所と協議を行う。

なお、該当する症例の発生頻度が極めて低いことが想定されることも鑑み、ゼロ報告の運用については、自治体の現状に合わせて判断することとする。

ただし、マスギャザリング時においては、日々のゼロ報告は、会場等の周辺の状況も的確に把握できる点において有用であると考えられる。

実施要綱にもあるとおり、疑似症定点以外の医療機関においても、届出基準に該当すると判断される患者について適切に報告を行うことができる体制を構築するためには、

疑似症定点医療機関や管内の保健所等に相談できるよう、都道府県は予め疑似症定点に指定されている医療機関名や相談先を示すなどの配慮を行い、疑似症の該当症例の迅速かつ適切な把握に努めることが重要である。

6. 報告を受けた後の流れ

保健所は、届出内容を確認の上、原則として1例ずつ報告内容を確認する。その際、必要に応じて、症例の臨床症状・検査所見（一般検査、病原体検査等）・疫学情報（例：推定感染地域、渡航歴、職業歴、国籍、患者集積の有無等）を追加収集する（参考資料：疑似症サーベイランスのチェックリスト 参照）。

保健所は、必要時、地域の感染症専門医に、症例についての臨床的評価の助言を得るなどして、届出基準を満たしているかどうかについて検討を行う。蓋然性の高い検査から順次実施中である場合、また、これらの検査の結果待ちの場合も、「直ちに」診断できないということで疑似症として報告される場合があることに配慮する。

国立感染症研究所感染症疫学センターは、保健所などからの求めに応じ、国内外の感染症の流行状況や、疫学状況も参考にしながら、事例のリスク評価について支援する。なお、海外での集団発生と関連がある場合は、その事例のリスク評価にあたっては、国立感染症研究所感染症疫学センターが保健所を適切に支援する。国際保健規則（IHR）報告に係る事例である可能性がある場合は、国立感染症研究所感染症疫学センターが厚生労働省結核感染症課と相談の上、保健所に対して適切な支援を行う。また、保健所等から、症例についての臨床についてのコンサルテーションがあった場合は、適宜、感染症専門医を紹介することも考慮する。

半年以内の海外渡航歴がある場合（国内において通常存在しない感染症の可能性）、基礎疾患がない場合（通常起こりえない病態と判断）、急激に悪化する場合（初期治療へのレスポンスが悪いなど、通常起こりえない病態と判断される場合）、既知の疫学情報あるいは病態に合致しない場合などは、公衆衛生上の意義が大きい可能性が想定される。また、保健所が地域の医療機関に確認したところ集団発生の一部であるという情報を得た場合は、公衆衛生意義が高いと評価すべきである。

保健所は、公衆衛生上の意義に関するリスク評価の結果に基づき、必要に応じて、地域において同様な症例が出ていないかどうか、法第15条のもとで、管内の医療機関に問い合わせるなど、積極的症例探索を行うことも考慮する。

保健所長は、臨床的評価（届出基準を満たしているかも含め）と、公衆衛生意義のリスク評価の結果に基づき、本庁担当部署と地方衛生研究所とも相談の上、自治体として行政検査を行うべきかどうか等を、国立感染症研究所に検査を依頼するのを含めて検討を行う。なお、疑似症サーベイランスにおける国立感染症研究所への検査依頼の窓口は、国立感染症研究所感染病理部である。

行政検査の検査項目については、当該症例の臨床所見、疫学情報や、すでに実施されている検査等を考慮し、届出医療機関の医師や、地域の感染症専門医などの助言も得な

がら、個別に検討する。検体採取の際は、採取に係るリスクを考慮したうえで、適切な感染対策を実施することを厳守する。なお、各自治体の衛生研究所等で実施可能な検査項目を整理しておくことは有用である。

行政検査の枠組みで検査を実施する場合の検体輸送については、「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」を参照のこと。

疑似症定点からは、病原体を受け付けることになることから、法第 15 条に基づく、検体等を提供する医療機関として取扱う。

検査結果等積極的疫学調査の結果は保健所が本サーベイランスの備考欄に書き込む。全数把握の疾患であると診断された場合は、疑似症届出を取り下げ、全数報告を届出医師に依頼する。また、全数把握の疾患以外であるという診断が得られた場合も、同じく疑似症の報告を取り下げる。これらの場合は、得られた診断に応じた必要な対応をとる。最終的に原因となる病原体等（毒素を含む）が特定できなかった場合は、その結果を本サーベイランスの備考欄に書き込んだ上で、必要に応じて事例のフォローアップを行う（例：疫学的関連のある集団において、追加の症例がでないかなど、医療機関の協力のもとにフォローアップを行うなど）。

行政検査を行わない場合は、保健所は必要に応じて当該症例の経過を医療機関の協力のもとフォローアップし（医療機関で実施された検査結果の入手等も含む）、状況に変化がでた場合は、改めてリスク評価を実施する。

届出時点で、届出基準を満たしていないと保健所が判断した場合は、地域の中核的医療機関からの重要性を含んだ感染症情報の提供として処理し、必要に応じて病原体検索を含む事例のフォローアップを行う。

7. NESID 上の運用について

「確認済み」ステータスへの移行：保健所が、届出事例が届出基準を満たしていることが確認できた段階で、地方感染症情報センターに連絡をし、地方感染症情報センターが「確認済み」ステータスへの移行を行う。

「取下げ」処理作業：疑似症届出の定義を満たさないことが判明した段階で、保健所は地方感染症情報センターに連絡をした上で、「取下げ」の項にチェックを入れる。

追加情報の記載：病原体検査結果や積極的疫学調査の結果等、必要な情報については、保健所が結果をシステムに記載する。「取下げ」作業を行った症例でも、記録目的で、追加情報の記載を行う（汎用サーベイランスに特有の機能）。

8. 事例の情報提供について

実施要綱を参照のこと。

9. Q&A

Q1: 疑似症サーベイランスによって何を見つきたいのか？

疑似症サーベイランスにおいては、臨床的に一部の2類及び3～5類感染症(注:1類感染症及び急性灰白髄炎とジフテリアを除く2類感染症は疑似症の届出の仕組みを既に持ったため)が想起されるものの、特定の感染症との診断ができない場合に、疑似症サーベイランスの届出を行うことにより、患者報告のための明確な定義を満たさないが、重症であり早期に対応が必要な症例を迅速に探知することを意図している。

なお、届出対象となった症例が、結果的に2類～5類感染症以外の感染症と診断される場合も想定されるが、これは疑似症の届出の迅速性を図った結果である。

Q2: 通常の全数届出とどこが違うのか?

全数届出は、臨床診断の段階(1類の疑似症、2類一部の疑似症、麻疹・風しんの臨床診断例)又は確定診断に至った段階のいずれかで届け出る。

しかし、診断をつけることができない症例であっても、感染拡大による被害を最小限に抑えるため、早期対応が重要であろうと考えられる症例については、暫定的な情報の段階で、疑似症サーベイランスによって、早期に報告を受けることを意図している。

つまり、患者報告における迅速性の観点での「ファストラック」、重要な事例の取りこぼしを防ぐための「安全ネット」ともいえる。

Q3: 全数届出との重複届出が想定されるか?

特定の全数把握対象疾患が疑われるが、医療機関において確定診断ができない場合(例: 地方衛生研究所又は国立感染症研究所のみで検査が実施できる場合)は、全数把握対象疾患としての確定診断の可能性について、保健所と相談する。疑似症定点において、このような症例について、疑似症サーベイランスとの重複報告は不要である。

なお、5類全数把握疾患に含まれる急性脳炎、(15歳未満の)急性弛緩性麻痺の報告定義に合致するものは、従来通り全数届出とし、疑似症サーベイランスには届出をしない。

Q4: 「集中治療その他これに準ずるものが必要であり」という要件を定義に入れたのはなぜか?

一般的に感染症は重症度においては、軽症から重症までバリエーションを持つことから、客観的な指標に基づき、重症例を優先的に診断しようと意図することは、公衆衛生対応に資するサーベイランスの感度・特異度のコントロールの観点からは合理的なアプローチの一つであると考えられる。また、重症例であることから、個別症例の重要度にも配慮したものであると考える。

Q5: 各疑似症定点において必要な調整は?

① 担当窓口の設定

定点報告は本来、施設管理者が届け出ることとなっているが、疑似症定点においては

該当する症例の発生頻度が極めて低い重要性が高いことが想定されるため、各疑似症定点において、予め保健所との間の担当窓口を設置することにより、運用を円滑にすることを考慮する。

担当窓口については、院内の情報集約、届出基準に適合するか否かの検討も行う必要があるため、感染症専門医など感染症診療に造詣の深い医師職又は感染管理チームが担うことを考慮する。

②診療部門と担当窓口の連携

集中治療部・内科・小児科・皮膚科など、届出基準に該当する症例を直接診療する可能性が高い診療科と、担当窓口、感染症専門医との連携も肝心である。

保健所等は、事例集などを使った研修会などを通じて、疑似症定点において疑似症サーベイランスへの理解を深める活動を行うことにより院内の連携体制の構築を支援する。

疑似症の届出、即、行政検査の実施でないことについて、院内の診療部門に十分に周知する。

Q6:地域における必要な調整は？

疑似症サーベイランスの運用に当たっては、感染症発生動向調査としては、全国一律の基準で実施されるべきものであるが、必要に応じて、各都道府県等の実状に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくこととする。

指定届出機関と管轄保健所以外に、地域的な患者集積をとらえるという観点から、本庁や地方衛生研究所等も交えた研修会の実施が望ましい。

Q7:疑似症サーベイランスにおいて個人情報を取得できるか？

疑似症サーベイランスは、定点であるため、サーベイランス目的では個人情報は収集しない。ただし、保健所が法15条を適用すると判断した場合は、個人情報の収集を行うことも想定される。

Q8:マスギャザリングの際に疑似症サーベイランスを強化する必要があるか？あるとすればどのように強化すべきか？

マスギャザリングに関連して、様々な国からの訪日客が増加する場合、以下のような感染症のリスクが増加する可能性がある。

- ▶ テロ行為を含め、国内に常在しない感染症が持ち込まれるおそれがある。
- ▶ 日本国内で流行している感染症が訪日客(スポーツイベントである場合は選手も含む)に波及し、イベント開催中や帰国後に発症し、感染が拡大するおそれがある。

マスギャザリングの性格(開催期間、訪日客の背景、開催場所等)によって、まず、感染症のリスクを評価し、それに従って疑似症サーベイランスの強化の必要性を考慮

する。感染症に対して特異なことが起こっていないという客観的な状況もマスギャザリング対策上重要な要素であることを考慮すべきである。

Q9: 医療機関の選定に当たって留意すべき事項は？

保健所管内の人口に応じた選定数の目安は示していないため、各自治体の状況に応じ、人口及び医療機関の分布等を勘案しつつ、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮する。

選定基準のウについては、該当する医療機関を選定する際、年間を通じて指定するか、マスギャザリング期間中のみ指定するかについては自治体の状況に応じて検討する。

Q10: 届出したあと、国から調査依頼等は来るのか。また自治体において追加で調査した事項を報告する必要はあるか。

事例により、厚生労働省から自治体へご連絡させていただくことがありえる。

Q11: MERS の疑似症のように、追加調査用の調査票のひな形は示されるのか。

参考資料として「疑似症サーベイランスチェックリスト」を作成したので、各自治体の状況に応じて活用されたい。

Q12: 小児特定集中治療室管理料を届け出ている医療機関はどのように確認すればよいか。

各地方厚生局のホームページで一覧を公表されている。

参考資料 疑似症サーベイランスチェックリスト

*このチェックリストは届出票ではありません。各自治体の運用に合わせて適宜編集して使用可能です。

*該当する項目に☑し、情報を記載してください（該当しない項目は不要）

_____保健所

NESID ID : _____

確認者 :

確認年月日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

確認方法 : 電話・面接・その他 (_____)

共通項目	<input type="checkbox"/> 年齢 : 歳 (カ月) <input type="checkbox"/> 性別 : 男・女 <input type="checkbox"/> 国籍 : 1 日本 2 その他 (_____) 3 不明 <input type="checkbox"/> 住所/滞在先 : <input type="checkbox"/> 職業 : <input type="checkbox"/> 発症年月日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <input type="checkbox"/> 初診年月日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <input type="checkbox"/> 入院年月日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <input type="checkbox"/> ICU/HCU 入室年月日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <input type="checkbox"/> 診断 (検案) 年月日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <input type="checkbox"/> 死亡年月日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <input type="checkbox"/> 症状 <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 (該当あるものに○) 咳 ・ 痰 ・ 呼吸困難 <input type="checkbox"/> 発疹 <input type="checkbox"/> 消化器症状 (該当あるものに○) 腹痛 ・ 嘔吐 ・ 下痢 ・ 便秘 <input type="checkbox"/> 神経症状 (該当あるものに○) 頭痛 ・ めまい ・ 意識障害 ・ 麻痺 ・ 痙攣 <input type="checkbox"/> その他特記すべき症状 (ある場合以下に詳細に記載) (_____) <input type="checkbox"/> 基礎疾患 (ある場合以下に記載) (_____)
症状の経過	

	<input type="checkbox"/> 指定届出機関で実施した検査項目と結果 () <input type="checkbox"/> 確定/推定感染地域→☑の場合、下記の項目の確認 <input type="checkbox"/> 確定/推定感染原因・感染経路→☑の場合、下記の確認の確認
以下の各項目については、感染地域あるいは感染原因・感染経路として確定/推定される場合に確認する。	
直近 6 ヶ月 以内の海外 渡航歴	<input type="checkbox"/> 国名： <input type="checkbox"/> 都市名/地域名： <input type="checkbox"/> 渡航期間： () <input type="checkbox"/> 渡航目的：観光・ビジネス・VFR（友人・親族訪問）・バックパック・調査研究・その他（ ） <input type="checkbox"/> 移動手段を含めた渡航期間中の行動歴： () <input type="checkbox"/> 感染源となった有症状接触者の有無と状況： () <input type="checkbox"/> 同行者の状況： () <input type="checkbox"/> ワクチン接種歴と予防内服： ()
直近 4 週間 以内の国内 旅行歴	<input type="checkbox"/> 都道府県： <input type="checkbox"/> 都市名/地域： <input type="checkbox"/> 旅行期間： () <input type="checkbox"/> 旅行目的：観光・ビジネス・VFR（友人・親族訪問）・バックパック・調査研究・その他（ ） <input type="checkbox"/> 移動手段を含めた旅行中の行動歴： () <input type="checkbox"/> 感染源となった有症状接触者の状況： () <input type="checkbox"/> 同行者の状況： ()
マスギャザリン グへの参加歴	<input type="checkbox"/> 開催地/地域： <input type="checkbox"/> 参加日時： () <input type="checkbox"/> 行動歴：

	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 感染源となった有症状接触者の状況： <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 同行者の状況： <input type="checkbox"/> ()
昆虫や動物との接触歴あるいは接触するような環境での活動歴	<input type="checkbox"/> 接触場所/地域： <input type="checkbox"/> 接触日時： <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 行動歴： <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 感染源となった昆虫や動物の種類と状況： <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 同行者の状況： <input type="checkbox"/> ()
淡水、海水や土壌との接触歴	<input type="checkbox"/> 接触場所/地域： <input type="checkbox"/> 接触日時： <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 行動歴： <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 感染源となった物の種類・状況： <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 同行者の状況： <input type="checkbox"/> ()
喫食歴	<input type="checkbox"/> 喫食場所： <input type="checkbox"/> 喫食日時： <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 感染源となった物の種類・状況： <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 同行者の状況： <input type="checkbox"/> ()
性交渉歴	<input type="checkbox"/> 接触場所： <input type="checkbox"/> 接触日時： <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 感染源となった有症状接触者の状況： <input type="checkbox"/> ()

2019-nCoV (新型コロナウイルス) 感染を疑う患者の 検体採取・輸送マニュアル

2020年1月20日現在、2019-nCoV(新型コロナウイルス)の病原体診断の確立された方法は報告されていないが、近縁の SARS-CoV(重症急性呼吸器症候群コロナウイルス)や MERS-CoV(中東呼吸器症候群コロナウイルス)に対する病原体診断を参考に、以下のような検体が有用であると推測されている。上気道検体のみを用いた場合の検査の感度は低いことが予想されており、重篤もしくは進行性の病態の場合には、再度の検体採取と検査、下気道由来検体の採取を試みることを望ましい。

【2019-nCoV 検査に必要な検体】

患者(代諾者)に 2019-nCoV 検査を実施することを説明し、下記のうち出来るだけ多種の検体を確保する。

優先順位	必要性	検体の種類	採取時期	輸送・検査までの 保存温度	量
1	必ず必要	上気道由来検体(咽頭拭い液)	できるだけ早く(発病後5日以内)	≤48時間:4℃ >48時間:-80℃以下	咽頭拭い液 1本 (鼻腔拭い液も採取した場合は1本にまとめる)
2	できる限り採取する	下気道由来検体(喀痰もしくは気管吸引液)	できるだけ早く(発病後5日以内)	≤48時間:4℃ >48時間:-80℃以下	1-2 mL
3	できる限り採取する	急性期血清	できるだけ早く(発病後5日以内)	≤5日:4℃ >5日:-80℃以下	2 mL
4	できる限り採取する	回復期血清	発病後14~28日	≤5日:4℃ >5日:-80℃以下	2 mL
5	可能であれば採取する	全血(BDTA加血) *ヘパリン不可	できるだけ早く(発病後5日以内)	≤5日:4℃ >5日:-80℃以下	5 mL
5	可能であれば採取する	尿	発病4日以降	≤5日:4℃ >5日:-80℃以下	2-3 mL
6	可能であれば採取する	剖検組織	剖検時	担当者にご相談ください	担当者にご相談ください。

【検体採取時の留意点】

上気道由来検体・・・滅菌綿棒で後鼻腔あるいは咽頭を十分にぬぐい、綿棒の綿球部分のみ(ハサミで切断する)を1mLのウイルス輸送液(VTM, 入手できない場合は生理食塩水)が入った滅菌スピッツ管に入れ、蓋をし、パラフィルムでシールする。検体は複数部位からの採取が望ましい。鼻腔と咽頭の両方を採取できる場合は1本のスピッツに鼻腔と咽頭スワブの2本をまとめて入れる。どちらか一方のみ採取する場合は、咽頭スワブを優先する。

下気道由来検体・・・患者が人工呼吸器管理下にある場合には無菌的な操作のもとに、滅菌されたカテーテルを使って気管吸引液を採取する。挿管されていない場合、喀痰を採取する。臨床的に禁忌とならない場合は気管支肺胞洗浄液の採取も検討する。採集した吸引液または喀痰はスクリューキャップ付きプラスチックチューブに入れ蓋をした後パラフィルムでシールする。

血液・・・全血は血液凝固阻止剤入りの密栓できるプラスチックチューブに1-5mL採取して蓋をした後、パラフィルムでシールする。血清、血漿は常法に従い分離し、スクリューキャップ付きプラスチックチューブに入れ蓋をした後パラフィルムでシールする。血清は1mL程度必要。

尿・・・1-2mlを試験管(ファルコンチューブなど)にいれ、パラフィルムにて蓋の周囲をシールする。

剖検組織・・・患者が死亡し、剖検でサンプルが採取可能な場合は担当者までご連絡ください。

【検体輸送まで】

上気道由来検体、下気道由来検体は検体採取後、可能な限り速やかに氷上または冷蔵庫(4℃)に保管し、輸送まで 48 時間以上かかる場合は-80℃以下で凍結保存する。血清・全血・尿は、検体処理後、冷蔵庫(4℃)に保管し、輸送まで 5 日以上かかる場合は-80℃に凍結保存する。

【検体の輸送】

- (1) 一次保管容器には、血清保管チューブ等(スクリーキャップ付きプラスチックチューブが望ましい)を用い、検体採取日、検体の種類(検体採取部位)、各医療機関にて照合可能な識別番号を容器に記載した上で輸送を行う。その際、検体管理の都合上、輸送する検体のリストを紙媒体にて添付することが望ましい。スクリーキャップ付きプラスチックチューブがない場合は、凍結保存・輸送の際に、蓋が開かないように厳重に密閉すること。
- (2) 全ての検体の輸送に関しては、事前に連絡を行い、感染研到着が土曜日又は休日にならないようにする。その上で、48 時間以内(血清・全血・尿は 5 日以内)に検体を輸送することが可能な場合には、検体採取後 4℃の冷蔵庫に保存し、保冷剤を同梱し冷蔵で輸送する(凍結させない)。48 時間以内(血清・全血・尿は 5 日以内)に輸送することが不可能な場合は、検体採取後-80℃以下の冷凍庫に保存し、ドライアイスを用いて検体を冷凍したまま輸送する。検体の凍結融解を避けることに留意すること。安全性の観点から、ドライアイスは密閉した容器(二次容器)には決して入れないこと。
- (3) 病原体を含む検体は担当者によく相談した上で、基本的に三重梱包を行ない、「ウイルスを移しやすい物質カテゴリー-B」を取り扱う輸送業者を利用して送付すること。輸送容器は国立感染症研究所から貸し出しが可能。行政検査の枠組みで検査を実施する場合の検体輸送については、「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」を参照のこと。

【連絡先】

〒208-0011 東京都武蔵村山市学園 4-7-1
国立感染症研究所 ウイルス第三部
電話 042-561-0771

【検体送付先】

〒208-0011 東京都武蔵村山市学園 4-7-1
国立感染症研究所 総務部業務管理課検定係
電話 042-561-0771

【剖検組織に関する連絡先】

〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1
国立感染症研究所 感染病理部
電話 03-5285-1111

中国湖北省武漢における新型コロナウイルスによる肺炎の発生－海外安全情報

外務省は、中国湖北省武漢における原因不明の肺炎の発生していることを受けて、スポット情報を発出し、注意喚起をしています。あわせて、外務省（在上海日本国総領事館）からも情報を発出し、注意喚起をしています。

要点

外務省から1月20日付けで発表された要点は以下の通りです。

- 1月20日、中国保健当局は、武漢市で累計198例（うち死亡3例）、北京市で2例、深セン市で1例の新型コロナウイルスによる肺炎が確認されたことを発表しました。
- 厚生労働省検疫所は、武漢市からの帰国者及び入国者に対して、咳や発熱等の症状がある場合には、検疫官に自己申告するよう呼びかけています。
- 最新情報を収集する等、感染予防に努めてください。

中国保健当局からの発表

1、武漢市衛生健康委員会の発表

19日22時までに、198例（うち死亡3例、退院25例）確認された。現在入院中のものは170例であり、うち症状が軽いものは126例、重症が35例、重篤が9例であり、全て武漢市の指定された医療機関で隔離治療を受けている。

2、北京市大興区衛生健康委員会の発表

武漢への渡航歴がある2名に新型コロナウイルスへの感染が確認された。

3、深セン市衛生健康委員会の発表

武漢への渡航歴がある66歳男性1名に新型コロナウイルスへの感染が確認された。

詳細は外務省のHPをご確認ください。

◆海外安全ホームページ：スポット情報

中国湖北省武漢における新型コロナウイルスによる肺炎の発生（その5）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2020C013.html

在上海日本国総領事館情報の要点

外務省（在上海日本国総領事館）から発表された要点は以下の通りです。（2020年1月21日付け）

- 1月20日、上海衛生健康委員会は、国家衛生健康委員会は上海市で初めての新型コロナウイルス感染による肺炎の確定診断例（輸入症例）を認めた旨、また、上海市で濃厚接触した2名が現在医学観察中であること発表しました。
- 最新情報を収集する等、感染予防に努めてください。

詳細は外務省のHPをご確認ください。

- ◆在上海日本国総領事館

新型コロナウイルスによる肺炎の発生（1月20日21時現在（北京時間））

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=77737>

参考情報

- ◆中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について（第5報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08998.html

- ◆WHO Coronavirus

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

資料2

サイト内検索

組織(部署)から探す

携帯電話向けページ サイトマップ Twitter 音声読み上げ 使い方

- ホーム 子育て・健康福祉 防災・安全安心 環境・参画協働 教育・文化スポーツ 観光・県産品交流・移住 しごと・産業 暮らし・社会基盤 県政基本情報



お問い合わせ 香川県健康福祉部薬務感染症対策課 電話:087-832-3302,3303,3304 FAX:087-861-1421 メール:yakumukansen@pref.kagawa.lg.jp

- トップ 感染症情報 エイズ・性感染症 肝炎対策 結核 ハンセン病 予防接種 インフルエンザ等対策 医療機関の方へ(感染症法の届出など) 社会福祉施設等の方へ 感染症週報・月報

ホーム > 子育て・健康・福祉 > 感染症 > 感染症総合 > 香川県感染症情報

トップ 感染症情報

感染症情報

公開日:2020年1月20日

中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎患者の発生について

県民の皆様へ

令和元年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルスに関連した複数の肺炎の発生が報告されています。

日本では、中華人民共和国湖北省武漢市に滞在歴のある肺炎患者1名が新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。患者は既に症状が軽快し、退院しています。

武漢市から帰国・入国し、咳や発熱等の症状がある方は、マスクを着用し、事前に医療機関に連絡した上で受診してください。その際は武漢市の滞在歴があることを医療機関で伝えてください。

また、現時点でこの疾患は、家族間など限定的なヒトからヒトへの感染の可能性が否定できない事例の報告があるものの、持続的なヒトからヒトへ感染は確認されていません。風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要です。

海外へ渡航される方は、事前に「厚生労働省検疫所ホームページ(FORTH)」などで、現地の感染症情報を確認しましょう。

医療機関の皆様へ

武漢市に滞在歴がある呼吸器症状を呈している患者については、受診時の院内感染対策を徹底するようお願いします。 (新型コロナウイルスに関する対応と院内感染対策(国立感染症研究所・国立国際医療研究センターホームページ))

【関連情報】

- 厚生労働省ホームページ 1月24日 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について 1月24日 中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎に関する世界保健機関(WHO)の緊急委員会の結果について 1月23日版中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について 1月22日版中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について 1月20日 中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について(第5報) 1月16日 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について 1月14日 中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について(第4報) 1月10日 中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について(第3報) 1月7日 中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について(第2報) 1月6日 中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について





事務連絡

令和2年1月24日

一般社団法人香川県医師会長 様

香川県健康福祉部薬務感染症対策課長

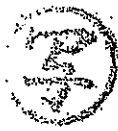
新型コロナウイルスに関する検査対応について（協力依頼）

日頃から、本県の感染症対策について、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

中華人民共和国湖北省武漢市等における新型コロナウイルスに関連した肺炎につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課より別添のとおり検査対応に関する事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び疑似症定点医療機関へは、別紙のとおり通知していることを申し添えます。



事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 24 日

第一種感染症指定医療機関の長 様
第二種感染症指定医療機関の長 様
疑似症定点医療機関の長 様

香川県健康福祉部薬務感染症対策課長

新型コロナウイルスに関する検査対応について（協力依頼）

日頃から、本県の感染症対策について、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

中華人民共和国湖北省武漢市等における新型コロナウイルスに関連した肺炎につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課より別添のとおり検査対応に関する事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、検査実施への特段のご協力をお願いします。

事務連絡
令和2年1月23日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルスに関する検査対応について（協力依頼）

中華人民共和国湖北省武漢市等における新型コロナウイルスに関連した肺炎につきましては、以下の参考資料等に基づいた対応をお願いしているところです。

今般、国立感染症研究所において、新型コロナウイルスの病原体検出のためのPCR用プライマーを作成し、地方衛生研究所（別紙）への発送を予定（1月23日発送予定）しておりますので、各自治体におかれましては、別添1「中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナ関連肺炎に対する対応と院内感染対策」及び別添2「新型コロナウイルス（Novel Coronavirus:nCoV）に対する積極的疫学調査実施要領」を踏まえ、関係機関への周知等を含め、検査実施への特段のご協力をお願いいたします。

検査実施に際しては、検査が適切に実施されるよう検査法に関する技術的な問合せは国立感染症研究所にご相談いただくようお願いいたします。あわせて、検査法等の開発改良に必要な国立感染症研究所が実施する調査・研究に際して、ご協力をお願いいたします。

また、検査体制の更なる整備に向けて、検査結果は国立感染症研究所へのご報告をお願いいたします。

なお、本検査実施に係る費用については、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査として実施いただいた場合、感染症発生動向調査負担金の対象経費となることを申し添えます。

（参考資料）

別添1：中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策

別添2：新型コロナウイルス（Novel Coronavirus:nCoV）に対する積極的疫学調査実施要領

（参考ホームページ）

○ 新型コロナウイルス関連肺炎の発生について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○ 新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について（令和2年1月17日付け事務連絡）(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587020.pdf>)





元薬感第6052.6号
令和2年1月17日

一般社団法人香川県医師会長 様

香川県健康福祉部薬務感染症対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について

日頃から、本県の感染症対策について、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎については、当該肺炎の患者の検体から新型コロナウイルスが同定されており、中国当局によって暫定的に当該肺炎の原因と判断されました。また、今般、日本国内で新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されたことから、厚生労働省健康局結核感染症課より別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び疑似症定点医療機関へは、別紙のとおり通知していることを申し添えます。

写

元薬感第60526号

令和2年1月17日

第一種感染症指定医療機関の長 様
第二種感染症指定医療機関の長 様
疑似症定点医療機関の長 様

香川県健康福祉部薬務感染症対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について

日頃から、本県の感染症対策について、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎については、当該肺炎の患者の検体から新型コロナウイルスが同定されており、中国当局によって暫定的に当該肺炎の原因と判断されました。また、今般、日本国内で新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されたことから、厚生労働省健康局結核感染症課より別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

については、令和2年1月14日付事務連絡で送付した「疑似症サーベイランスの運用ガイドランス（第三版）」における疑い患者等への対応に当たりますは、別添3「中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策」に記載のとおり、画像検査などで肺炎と診断された場合には、疑似症サーベイランスにおける「重症」の定義に合致しない場合でも同サーベイランスの運用について保健所へ相談することとするなど情報の更新が行われておりますのでご注意ください。

事務連絡
令和2年1月17日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について

中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎については、当該肺炎の患者の検体から新型コロナウイルスが同定されており、中国当局によって暫定的に当該肺炎の原因と判断されております。

今般、日本国内で新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されたことから、厚生労働省において、1月16日に別添1のとおりプレスリリースを行いました。また、疑い患者等への対応に当たっては、別添3「中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策」について、画像検査などで肺炎と診断された場合には、疑似症サーベイランスにおける「重症」の定義に合致しない場合でも同サーベイランスの運用について保健所へ相談することとするなど情報の更新を行っておりますのでお知らせします。

つきましては、別添2「中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について」（令和2年1月6日付け事務連絡）を再度ご確認くださいとともに、疑い患者等への対応に当たっては、別添3及び別添4「疑似症サーベイランスの運用ガイドンス（第三版）」をご参照いただくよう御了知いただくとともに、管内医療機関への周知につきまして、改めて御協力をお願いします。

なお、当該肺炎におきましては、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合には、別途お知らせします。

また、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会宛てに発出しておりますことを申し添えます。

別添1：新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（令和2年1月16日付けプレスリリース）

別添2：中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起につ

f



いて (令和2年1月6日付け事務連絡)

別添3 : 中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と
院内感染対策

別添4 : 疑似症サーベイランスの運用ガイダンス (第三版)



Press Release

報道関係者 各位

令和2年1月16日

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課
感染症情報管理室長

梅田 浩史(内 2389)

課長補佐 加藤 拓馬(内 2373)

主査 柳川 愛実(内 2932)

(代表番号) 03(5253)1111

(直通番号) 03(3595)2257

新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について

1月14日、神奈川県内の医療機関から管轄の保健所に対して、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がある肺炎の患者が報告されました。この方については、1月6日にご本人が医療機関を受診した際に、武漢市の滞在歴の申告があり、その後、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度（疑似症サーベイランス）に基づき報告されたものです。

当該患者の検体を国立感染症研究所（村山庁舎）で検査したところ、昨日（1月15日）20時45分頃に新型コロナウイルス陽性の結果が得られました。新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が国内で確認されたのは初めてです。

本件について、積極的疫学調査を行うとともに、世界保健機関（WHO）等の関係機関と協力し、リスク評価を進めてまいります。

概要

①年代： 30代

②性別： 男性

③居住都道府県： 神奈川県

④症状： 1月3日から発熱あり。

1月6日に中華人民共和国湖北省武漢市から帰国。同日、医療機関を受診。

1月10日から入院。

1月15日に症状が軽快し、退院。

⑤滞在国： 中華人民共和国（湖北省武漢市）

- ⑥滞在国での行動歴： 本人からの報告によれば、武漢市の海鮮市場（華南海鮮城）には立ち寄っていない。中国において、詳細不明の肺炎患者と濃厚接触の可能性がある。

◆国民の皆様へのメッセージ

- 新型コロナウイルス関連肺炎に関する WHO や国立感染症研究所のリスク評価によると、現時点では本疾患は、家族間などの限定的なヒトからヒトへの感染の可能性が否定できない事例が報告されているものの、持続的なヒトからヒトへの感染の明らかな証拠はありません。風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要です。
- 武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。

(その他)

- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、お控えください。

(参考) コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがある SARS-CoV (重症急性呼吸器症候群コロナウイルス) と MERS-CoV (中東呼吸器症候群コロナウイルス) 以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。詳細は、国立感染症研究所の情報ページをご参照ください。

○国立感染症研究所 人に感染するコロナウイルス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>



元薬感第58110号

令和2年1月7日

一般社団法人香川県医師会長 様

香川県健康福祉部薬務感染症対策課長

(公 印 省 略)

中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について

日頃から、本県の感染症対策について、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

武漢市衛生健康委員会 (Wuhan Municipal Health Commission) から、武漢市における非定型肺炎の集団発生について発表があった旨、厚生労働省健康局結核感染症課より別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び疑似症定点医療機関へは、別紙のとおり通知していることを申し添えます。

写

元薬感第58110号
令和2年1月7日

第一種感染症指定医療機関の長 様
第二種感染症指定医療機関の長 様
疑似症定点医療機関の長 様

香川県健康福祉部薬務感染症対策課長
(公 印 省 略)

中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について

日頃から、本県の感染症対策について、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

武漢市衛生健康委員会 (Wuhan Municipal Health Commission) から、武漢市における非定型肺炎の集団発生について発表があった旨、厚生労働省健康局結核感染症課より別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

当該肺炎の原因については調査中であり、現時点では不確定な部分が多いことから、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症した患者が受診した場合は、院内での感染対策を徹底していただきますようお願いいたします。

また、疑似症定点医療機関において、武漢市に滞在歴がある原因不明の肺炎患者を診察した際には、感染症発生動向調査における疑似症サーベイランスに基づき、国立感染症研究所 (National Institute of Infectious) で検査を行うことが可能ですので、積極的に検討いただくようお願いいたします。

事務連絡
令和2年1月16日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁救急企画室

新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について

令和元年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市において発生が報告されている新型コロナウイルスについては、持続的なヒトからヒトへの感染の明らかな証拠はないものの、家族間などの限定的なヒトからヒトへの感染の可能性が否定できない事例が報告されています。

今般、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が国内で初めて確認されました。これに伴い、政府は関係省庁連絡会議を開催し、関係省庁が連携して対応することを確認しました。また、厚生労働省から、患者の発生についてプレスリリース(別添1)が出されました。これに先立ち、厚生労働省では、令和2年1月6日付けで都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)に対し、注意喚起の事務連絡を发出しています(別添2)。国立感染症研究所では、ホームページ(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>)で新型コロナウイルスについての情報提供を行っており、当該ホームページでは、疑い例の定義等が掲載されています(別添3)。

貴部(局)におかれましては、当該ホームページで最新の情報等を適宜御確認いただくとともに、各衛生主管部(局)との情報共有や連携に御留意いただくようお願いいたします。

また、消防機関の基本的対応について下記にお示ししましたので、内容について御留意いただくとともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

記

1 消防機関における傷病者への対応の具体的手順について

救急業務の実施に当たっては、保健所との連絡体制を確保した上で、傷病者に対して以下のとおり対応されることを基本としてください。

- ① 全ての傷病者に対して、標準的予防策(「感染症の患者の移送の手引き」(別添4)参照)を徹底してください。
- ② 傷病者を搬送後、当該傷病者が新型コロナウイルスに感染していたと判明した場合には、保健所から助言を得ながら、対応に当たった救急隊員の健康管理、救急車の消毒等を徹底してください。

2 消防庁救急企画室への報告について

各消防本部において、1②のような事案に対応した場合には、直ちに消防庁救急企画室（夜間・休日においては宿直室（03-5253-7777））に報告をお願いします。

以上

【問合せ先】
消防庁救急企画室
小谷救急専門官、増田係長、新井主査
TEL：03-5253-7529（直通）
FAX：03-5253-7532

事務連絡
令和2年1月22日

各港湾管理者担当課長 殿

四国地方整備局 港湾空港部
港湾危機管理官

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（協力依頼）

平素より港湾行政にご協力いただきありがとうございます。

標記について、港湾局海岸・防災課危機管理室長より別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、別添資料「02_事務連絡（港湾管理者宛）」のとおり実施等状況についてご回答いただきますようご協力の程よろしく申し上げます。

事務連絡
令和2年1月21日

各地方整備局港湾空港部
港湾危機管理官 殿
北海道開発局港湾空港部
空港・防災課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部
港湾空港防災・危機管理課長 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（協力依頼）

新型コロナウイルスに関連した感染症につきまして、「武漢市における原因不明肺炎に関する対応について」（令和2年1月16日付事務連絡）において、貴管内の港湾管理者に対して周知いただいているところですが、春節で多くの人の移動が想定される中、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、本日関係閣僚会議が開催され「新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について」（別添1参照）が確認され、また、同日に国土交通省幹部会議が開催され「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する国土交通大臣指示」（別添2参照）がなされました。

つきましては、貴職所管の港湾管理者あて、別添の事務連絡を通知いただき、報告事項の徴収を行っていただきますようご協力のほど、よろしく願いいたします。

事 務 連 絡
令和2年 1月21日

各港湾管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について(協力依頼)

中華人民共和国武漢における新型コロナウイルスに関連した感染症について、「武漢市における原因不明肺炎に関する対応について」(令和2年1月16日付事務連絡)において、旅客船ターミナル等において、啓発ポスターの掲示等により利用者に対し情報提供を行うなど、引き続き検疫所へのご協力をお願いしているところでありますが、春節で多くの人の移動が想定される中、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、本日関係閣僚会議が開催され「新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について」(別添1参照)が確認され、また、同日に国土交通省幹部会議が開催され「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する国土交通大臣指示」(別添2参照)がなされました。

つきましては、水際対策に万全を期すため、中国からのクルーズ船等が寄港する港湾を中心に、下記についてご協力をお願いします。

記

1. クルーズ船及び国際フェリー等の国際旅客船ターミナルにおける啓発ポスターの掲示等による利用者への情報提供の実施
2. クルーズ船及び国際フェリー等の国際旅客船ターミナルにおいて、発症が疑われる旅客が発生した際の検疫所との連絡・連携体制の確認
3. 検疫所におけるサーモグラフィー等による健康状態の確認状況の把握

※上記1. 2. 3. における実施等状況につきまして、令和2年1月23日までに整備局まで報告願います。この他、検疫所への協力事項や「春節」に向けた取組内容(予定含む)がございましたらあわせて報告願います。

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

令和2年1月21日
新型コロナウイルスに関連した
感染症対策に関する関係閣僚会議

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症について、既に我が国でも感染者が確認されているところであるが、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、以下の事項について引き続き適切に実施し、関係省庁が緊密に連携して万全を期すことを確認する。

- 1 感染のリスクが高い地域からの入国者・帰国者に対する検疫所におけるサーモグラフィー等による健康状態の確認を始めとする水際対策を徹底する。
- 2 医療機関において感染が疑われる者が確認された場合は、適切に国立感染症研究所での検査する仕組みを着実に運用するとともに、感染者の濃厚接触者の把握を徹底する。
- 3 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況や感染性・病原性等について、世界保健機関や諸外国の対応状況等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
- 4 国民に対して、引き続き迅速かつ的確な情報提供を行い、安心・安全の確保に努める。なお、情報提供を行う際、感染者の個人情報の取扱いには十分に留意する。

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する
国土交通大臣指示

令和2年1月21日

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症について、既に我が国でも感染者が確認されているところであるが、今後の更なる感染拡大に備え、関係各局においては、厚生労働省等関係省庁と緊密に連携し、引き続き、以下の事項を適切に実施すること。

- 航空事業者、旅行事業者等、関係事業者に対して、迅速かつ的確な情報提供を行うこと。
- 航空局、海事局及び港湾局は、空港及び港湾施設における検疫の実施の円滑化及び海外渡航者への情報提供等、水際対策の徹底について必要な支援を行うこと。
- 海上保安庁は、関係機関と連携を密にし、水際対策の徹底を図るとともに、航行船舶に対し必要な情報の提供を行うこと。

新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策

改訂 2020 年 1 月 21 日

国立感染症研究所
国立国際医療研究センター 国際感染症センター

1. はじめに

2019 年 12 月以降、中国湖北省武漢市から新型コロナウイルス感染症の患者が断続的に報告されている。

ここでは、新型コロナウイルス感染症を疑う場合と、積極的疫学調査で接触者と同定されたものが発症し検査対象となった場合を述べる。感染予防策については共通である。

なお、内容については 1 月 21 日 10 時現在における情報を基に作成しており、今後、最新の情報を基に変更されることがある。

2. 新型コロナウイルス感染症の疑い例のスクリーニング

発熱または呼吸器症状を訴える患者に対して、以下の有無を聴取する。

(ア) 武漢市への渡航歴

(イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触

3. 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義

以下の I および II を満たす場合を「疑い例」とする。

I 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

II 発症から 2 週間以内に、以下の (ア)、(イ) の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

4. 新型コロナウイルス感染症の確定例・疑い例に対する感染対策

急性呼吸器感染症患者の診察時には標準予防策、つまり呼吸器症状を呈する患者本人にはサージカルマスクを着用させることを原則とし、医療従事者は、診察する際にサージカルマスクを含めた標準予防策を実施していることを前提とする。

そのうえで、新型コロナウイルス感染症患者の確定例、疑い例を診察する場合、

I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う。

II 診察室および入院病床は個室が望ましい。

III 診察室および入院病床は十分換気する。

IV 患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には空気感染の可能性を考慮し N95 マスク、眼の防護具 (ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウン、手袋を装着する。

V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する。

なお、新型コロナウイルス感染症患者の確定例、疑い例、または検査対象者が受診する医療機関においては、診察に関わらないがこれらの患者と対面する可能性のある職員（受付、案内係、警備員など）の感染予防策にも十分配慮する。

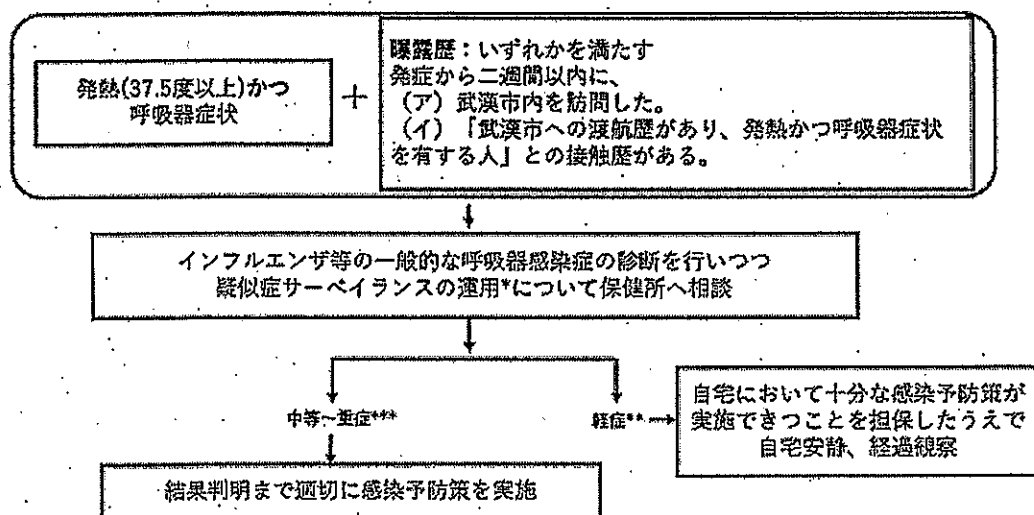
5. 検査や対応の流れ

疑い例については呼吸器症状の程度に関わらず、対応について図1を参照し保健所へ相談する。具体的には、医療機関は、インフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の病原体の微生物学的な検査を行いつつ、疑似症サーベイランスの届出について保健所へ相談する。画像検査などで肺炎と診断された場合には、中等症以上と考えられることから、疑似症サーベイランスにおける「重症」の定義に合致しない場合でも同サーベイランスの届出について保健所へ相談する。その場合は、当該医療機関を所管する保健所に報告したうえで必要時「2019-nCoV 感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9325-manual-200121.html>)」を参考に検体採取を行う（図1）。

患者（確定例）の入院適応については、感染症法上の入院の措置には該当せず、当面、医学的適応（医学的な加療の必要性）に従い、医療保険において加療を行う。

入院適応がないと判断された患者（確定例）については、自宅において十分な感染対策が実施できることを担保した上で、自宅安静とする。自宅において十分な感染対策が実施できない場合は、別途保健所との相談となる。入院適応がないと判断された患者（確定例）については、症状増悪時の対応（保健所に連絡した上での医療機関の再診）について、患者（確定例）本人と、必要時家族にも、十分に説明を行った上で、保健所が経過を観察する。

（「新型コロナウイルスによる感染症患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針」（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9314-ncov-200117-2.html>））。



* 2019-nCoVの検体採取については別途「2019-nCoV感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」を参考

**医学的な判断により入院を判断

***肺炎と診断された場合には中等症以上とし、疑似症サーベイランスを運用について保健所へ相談する。

図1. 新型コロナウイルス感染症の疑い例における検査・対応

6. 新型コロナウイルス感染症の患者（確定例）および新型コロナウイルス関連肺炎疑い患者との接触者への対応

新型コロナウイルス感染症の患者（確定例）または新型コロナウイルス関連肺炎を疑う患者との接触者は「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9323-ncov-200121-1.html>」にもとづき検査を実施する。その場合の検査や対応の流れを図2に示す。「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」における検査対象者（以下、検査対象者）を診察する場合の感染対策は、上記4. に準ずる。

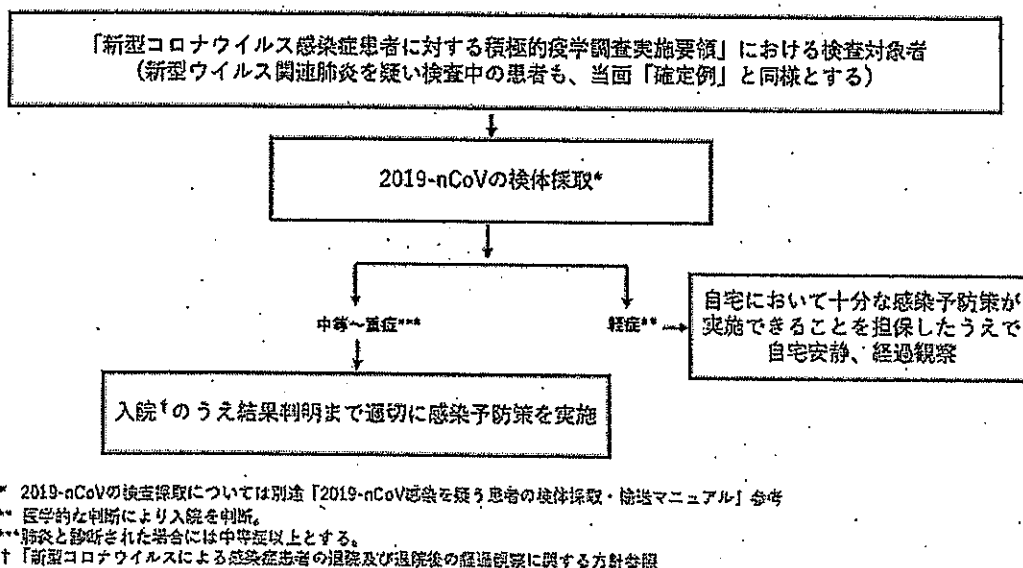


図2. 検査対象者における検査・対応

参考：

1. 中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について. 厚生労働省 健康局 結核感染症課.
2. 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について. 厚生労働省 健康局 結核感染症課.
3. 原因不明の肺炎－中国. 厚生労働省検疫所 FORTH.
4. 新型冠状ウイルス感染的肺炎疫学知識問答. 武漢市卫生健康委員会. (<http://wjw.wuhan.gov.cn/front/web/showDetail/2020011509040>)
5. Coronavirus. World Health Organization. (<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>)

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

令和 2 年 1 月 21 日
新型コロナウイルスに関連した
感染症対策に関する関係閣僚会議

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症について、既に我が国でも感染者が確認されているところであるが、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、以下の事項について引き続き適切に実施し、関係省庁が緊密に連携して万全を期すことを確認する。

- 1 感染のリスクが高い地域からの入国者・帰国者に対する検疫所におけるサーモグラフィー等による健康状態の確認を始めとする水際対策を徹底する。
- 2 医療機関において感染が疑われる者が確認された場合は、適切に国立感染症研究所での検査する仕組みを着実に運用するとともに、感染者の濃厚接触者の把握を徹底する。
- 3 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況や感染性・病原性等について、世界保健機関や諸外国の対応状況等に関する情報収集に最大限の努力を払う。
- 4 国民に対して、引き続き迅速かつ的確な情報提供を行い、安心・安全の確保に努める。なお、情報提供を行う際、感染者の個人情報の取扱いには十分に留意する。



2

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する 関係閣僚会議

日時：令和2年1月21日（火）

9時45分～9時55分

場所：官邸4階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

3. 閉 会

(配布資料)

資料1 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

資料2 「新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（案）」

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年1月21日6時 時点

※「-」は不明

●	中国					タイ	韓国	日本
	武漢市	北京市	広東州	上海市	小計			
患者 (222名)	198名	5名	14名	1名	218名	2名	1名	1名
-軽症	125名	-	8名	-	-	-	-	0名
-重症	44名	-	6名	-	-	-	-	0名
-退院・治癒	25名	1名	0名	-	-	-	-	1名
-死亡	4名	-	0名	-	4名	-	-	0名
健康観察	90名 727名解除	-	-	-	90名	-	-	41名

○ 未確認の2名(※)を除く、全ての患者において、中国武漢市への滞在歴・渡航歴あり。
(※患者との濃厚接触あり)

○ 新型コロナウイルスに関連した感染症による死亡例は、中国での4例。

- ・ 1例目：61歳 男性。基礎疾患(既往歴に腹部腫瘍と慢性肝疾患。呼吸器循環不全)あり。
- ・ 2例目：69歳 男性。基礎疾患(多臓器不全・心筋炎・胸膜壁肥厚・肺線維病変)あり。
- ・ 3例目：具体的な公表情報なし
- ・ 4例目：89歳 男性。基礎疾患(糖尿病・心疾患)あり。

○ 持続的なヒトからヒトへの感染は確認されていない。

(家族間などの限定的なヒトからヒトへの感染の可能性は否定できない。)

○ 日本での感染者については、1月15日に症状が軽快し退院。

新型コロナウイルス感染症への具体的な対応

項目	これまでの対策	今後新たに実施する対策
1 着実な検疫の実施	(1)発熱の確認 ○ 日本への全入国者に対し、サーモグラフィ等を用いて、発熱等の有無を確認 ○ 武漢市からの航空便については、検疫ブースにおいて、一人一人きめ細かに発熱等の症状を確認【1月18日～】	【質問票の配布】 ※1月24日以降実施予定 武漢市からの航空便については、 <u>症状や武漢市での行動歴等に関する質問票を事前に配布することとし、その質問票の回答に基づき、検疫官が一人一人の状態を確認することで、水際対策の着実な実施に繋げる</u>
	(2)自己申告の呼びかけ ○ 空港等の検疫ブースにおいて、ポスターを用いて武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけを実施【1月7日～】 ○ 武漢市からの航空便に対し、機内アナウンスを用いて自己申告の呼びかけを実施【1月18日～】	【機内アナウンスの拡大】 ※1月24日以降実施予定 武漢市からの航空便に加え、近隣の主要空港がある <u>上海市からの航空便についても、機内アナウンスを実施</u> 【健康カードの配布】 ※1月24日以降実施予定 武漢市及び上海市からの航空便について、 <u>機内事前に健康カードを配布することとし、自己申告の徹底及び国内での適切な受診を勧奨</u>

※健康カード
 体調不良の際に申し出ることや国内滞在中の留意事項について記載したカード²

新型コロナウイルス感染症への具体的な対応

項目	これまでの対策	今後新たに実施する対策
2 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化	<p>(1) 診療</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行っていただくよう依頼【通知発出(1月6日、1月17日)】 <p>(2) 報告・検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体や医療機関に対し、医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の適切な運用について依頼【通知発出(1月6日、1月17日)】 <p>(3) 濃厚接触者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施【1月16日～】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療体制の徹底に向けて、再周知・徹底 ○ 疑似症サーベイランスの徹底に向けて、運用ガイダンスと併せて、再通知・徹底 ○ 濃厚接触者の健康状態について引き続き確認
3 国民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省及び外務省のホームページで、武漢市において新型コロナウイルス関連肺炎が発生している情報を掲載し、渡航者への注意喚起を実施【1月6日～】 ○ 国立感染症研究所ホームページで、ヒトに感染するコロナウイルス及びその感染リスクの評価等についての情報提供を実施【1月10日～】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適時、適切な情報提供を実施
4 その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ WHOや国立感染症研究所のリスク評価に応じ、今後対策を強化 ○ 情報収集の強化を図る観点から、他の発生国やWHO等との連携を強化

感染症法(※)で規定されている感染症

(平成31年4月1日現在)

(※) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年 法律第114号)

感染力と、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点から、感染症を1類~5類に類型化

一類感染症
(危険性が極めて高い)

1	エボラ出血熱
2	クリミア・コンゴ出血熱
3	痘そう
4	南米出血熱
5	ペスト
6	マールブルグ病
7	ラッサ熱

二類感染症
(危険性が高い)

1	急性灰白髄炎
2	結核
3	ジフテリア
4	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。)
5	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERS コロナウイルスであるものに限る。)
6	鳥インフルエンザ(H5N1)
7	鳥インフルエンザ(H7N9)

三類感染症

(特定の職業への就業により集団発生を起し得る)

1	コレラ
2	細菌性赤痢
3	腸管出血性大腸菌感染症
4	腸チフス
5	パラチフス

四類感染症 (人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染する)

1	E型肝炎
2	ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。)
3	A型肝炎
4	エキノコックス症
5	糞熱
6	オウム病
7	オムスク出血熱
8	回帰熱
9	キャサナル森林病
10	Q熱
11	狂犬病
12	コクシジオイデス症
13	サル痘
14	ジカウイルス感染症

15	重症熱性血小板減少症候群 (病原体がレボトルナ属SFTSウイルスであるものに限る。)
16	腎症候性出血熱
17	西部ウマ脳炎
18	ダニ媒介脳炎
19	炭疽
20	テングニア熱
21	つつが虫病
22	デング熱
23	東部ウマ脳炎
24	鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9を除く。)
25	ニパウイルス感染症
26	日本紅斑熱
27	日本脳炎
28	ハンタウイルス肺症候群

29	Bウイルス病
30	鼻疽
31	ブルセラ症
32	ベネズエラウマ脳炎
33	ヘンドラウイルス感染症
34	発しんチフス
35	ポツリヌス症
36	マラリア
37	野兔病
38	ライム病
39	リッサウイルス感染症
40	リフトバレー熱
41	類鼻疽
42	レジオネラ症
43	レプトスピラ症
44	ロッキー山紅斑熱

五類感染症 (発生動向調査を行い、必要な情報を公開することによって、発生・拡大を防止すべき感染症)
全数把握

1	アメーバ赤痢
2	ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)
3	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
4	急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)
5	急性脳炎 (四類感染症における脳炎を除く。)
6	クリプトスポリジウム症
7	クロイツフェルト・ヤコブ病
8	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
9	後天性免疫不全症候群
10	ジアルジア症

11	侵袭性インフルエンザ菌感染症
12	侵袭性髄膜炎菌感染症
13	侵袭性肺炎球菌感染症
14	水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)
15	先天性風しん症候群
16	梅毒
17	播種性クリプトコックス症
18	破傷風
19	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
20	バンコマイシン耐性腸球菌感染症
21	百日咳
22	風しん

23	麻しん
24	薬剤耐性アシネトバクター感染症

定点把握(指定届出機関)

小児科定点(週報)

25	RSウイルス感染症
26	咽頭結膜熱
27	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
28	感染性胃腸炎
29	水痘
30	手足口病
31	伝染性紅斑
32	突発性発しん
33	ヘルパンギーナ
34	流行性耳下腺炎
黒独自	クラミジア肺炎 (オウム病を除く。)
黒独自	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌 を原因として同定された場合を除く。)
黒独自	マイコプラズマ肺炎
黒独自	無菌性髄膜炎

インフルエンザ定点(週報)

35	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感 染症を除く。)
----	--

眼科定点(週報)

36	急性出血性結膜炎
37	流行性角結膜炎

性感染症定点(月報)

38	性器クラミジア感染症
39	性器ヘルペスウイルス感染症
40	尖圭コンジローマ
41	淋菌感染症

基幹定点(週報)

35	インフルエンザ(入院患者に限る、 (鳥インフルエンザ及び新型インフル エンザ等感染症を除く。)
28	感染性胃腸炎(病原体がロタ ウイルスであるものに限る。)
42	クラミジア肺炎 (オウム病を除く。)
細菌性髄膜炎	
43.	(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌 を原因として同定された場合を除く。)
45	マイコプラズマ肺炎
46	無菌性髄膜炎

基幹定点(月報)

44	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
47	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
48	薬剤耐性緑膿菌感染症

感染症法で規定されている感染症以外で県単独で実施しているもの
小児科定点(週報)

黒独自	ヒトメタニューモウイルス感染症
-----	-----------------

新型インフルエンザ等感染症

1	新型インフルエンザ
2	再興型インフルエンザ

なお、指定届出機関の管理者は、下記の疑似症についても、届出の対象とされている。
法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的
知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と判断することができないと判断したもの。

(1)において、当該症状が下記にあてはまる場合には、届出の対象とはならない。

- ・感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合
- ・感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合

事務連絡
令和2年1月23日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について

中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生の報告があった非定型肺炎について、世界保健機関（WHO）は1月14日、当該肺炎患者の検体から新型コロナウイルスが検出されたと認定しました。

武漢市をはじめ、各地で新型コロナウイルスに関連した肺炎であると診断された患者数は、1月22日時点で445名（うち死亡が9名）であり、1月15日には日本国内においても武漢市への滞在歴がある方1名に関し、新型コロナウイルスが陽性であったことが確認されました。

1月24日からは春節を迎えて、多数の中国人旅行者の訪日が予想され、宿泊施設滞在中に当該肺炎を発症する可能性もあるため、下記について貴管内の旅館業営業者及び関係団体に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、貴自治体の感染症担当部局と適宜連携を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけるとともに、保健所が行う疫学調査等の宿泊者に関する状況把握に協力すること。
2. 宿泊者に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱かつ呼吸器症状（咳等）の発症（以下「発症」という。）時には必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。
3. 宿泊者が、宿泊施設滞在中に発症を申し出た場合、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。
4. 3. により、医療機関での診察を希望した宿泊者に対しては、医療機関の紹介等の支援を行うこと。
5. 宿泊施設の従業員に対しては、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を推奨すること。特に、3. の発症の申し出があった当該宿泊者に対応した従業員は、マスクの着用、症状が認められた際の医療機関での受診等適切な対応をとること。



事務連絡
令和2年1月23日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕住宅宿泊事業主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
観光庁観光産業課

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について

中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生の報告があった非定型肺炎について、世界保健機関（WHO）は1月14日、当該肺炎患者の検体から新型コロナウイルスが検出されたと認定しました。

武漢市をはじめ、各地で新型コロナウイルスに関連した肺炎であると診断された患者数は、1月22日時点で445名（うち死亡が9名）であり、1月15日には日本国内においても武漢市への滞在歴がある方1名に関し、新型コロナウイルスが陽性であったことが確認されました。

1月24日からは春節を迎えて、多数の中国人旅行者の訪日が予想され、届出住宅滞在中に当該肺炎を発症する可能性もあるため、下記について貴管内の住宅宿泊事業者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、貴自治体の感染症担当部局と適宜連携を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけるとともに、保健所が行う疫学調査等の宿泊者に関する状況把握に協力すること。
2. 宿泊者に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱かつ呼吸器症状（咳等）の発症（以下「発症」という。）時には必ず住宅宿泊事業者に申し出るよう伝えること。
3. 宿泊者が、届出住宅滞在中に発症を申し出た場合、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。
4. 3.により、医療機関での診察を希望した宿泊者に対しては、医療機関の紹介等の支援を行うこと。
5. 住宅宿泊事業者は、手洗い、うがいを励行すること。特に、3.の発症の申し出があった当該宿泊者と対応した住宅宿泊事業者は、マスクの着用、症状が認められた際の医療機関での受診等適切な対応をとること。

以上

文字サイズ 小 中 大

Japanese English

サイトマップ

minpaku

民泊制度ポータルサイト



カスタム検索

検索

民泊を行う方

民泊を利用する方

民泊の基礎知識

各自治体の情報・窓口

民泊制度
コールセンター

民泊制度運営
システムログイン

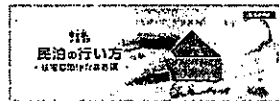
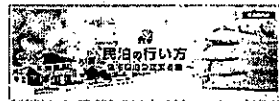
宿泊者の安全確保のため、事業開始にあたっては、消防法令を遵守することが必要です。消防法令への適合状況について、届出前に管轄の消防署等に相談するようお願いいたします（詳細は消防庁HPの「民泊における消防法令上の取扱い等」を参照）。なお、消防法令に適合していない状態で事業を開始すると、住宅宿泊事業法に基づく業務停止命令等の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

民泊の行い方

～ 住宅宿泊事業者編 ～

どうやって届出するの？

なにから始めればいいのか？



新着情報

プレスリリース・トピックス

- 2020年1月23日 留意点 ～住宅宿泊事業関係者の皆様～新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に関し、[こちらをご覧ください](#)。
- 2020年1月23日 施行状況 [イベントホームステイ（イベント民泊）実施状況を更新しました](#)。
- 2020年1月20日 施行状況 [住宅宿泊事業法に基づく届出及び登録の状況一覧を、令和2年1月9日時点に更新しました](#)。
- 2020年1月10日 自治体 [京都市内で旅館業（簡易宿所）を営業されている皆様へ～令和2年4月1日より、改正条例が適用されます～](#)
- 2020年1月9日 施行状況 [住宅宿泊事業の宿泊実績（10-11月分）をとりまとめました](#)。
- 2019年12月25日 施行状況 [イベント民泊ガイドラインを改訂しました](#)。
- 2019年11月15日 施行状況 [「民泊の取組事例紹介」を更新しました](#)。
- 2019年11月15日 施行状況 [住宅宿泊事業の廃止理由の調査を行いました](#)。
- 2019年11月7日 施行状況 [住宅宿泊事業者に対する監督処分の実施状況（9/30時点）をとりまとめました](#)。
- 2019年10月23日 仲介業 [「住宅宿泊仲介業者の取扱物件の適法性の確認結果について」のプレスリリースを行いました](#)。
- 2019年9月13日 法令関係 [住宅宿泊事業法施行規則、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則及びガイドラインが改正されました。【概要】](#)

住宅宿泊事業者の皆様

中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生の報告があった非定型肺炎について、世界保健機関（WHO）は1月14日、当該肺炎患者の検体から新型コロナウイルスが検出されたと認定しました。

武漢市をはじめ、各地で新型コロナウイルスに関連した肺炎であると診断された患者数は、1月22日時点で455名（うち死亡が9名）であり、1月15日には日本国内においても武漢市への滞在歴がある方1名に関し、新型コロナウイルスが陽性であったことが確認されました。

新型コロナウイルス関連肺炎に関しては、既に関係省庁が連携して水際措置を講じているところですが、旅行者が届出住宅滞在中に当該肺炎が発症する可能性もあるため、下記の内容についてご協力ください。

なお、当該肺炎については、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合が今後想定されます。厚生労働省等関係機関からの新たな発表があった場合、そちらに従ってください。

記

1. 宿泊者に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱かつ呼吸器症状（咳等）の発症（以下、「発症」という。）時には必ず住宅宿泊事業者等に申し出るよう伝えてください。
2. 宿泊者が、届出住宅滞在中に発症を申し出た場合、事前に医療機関へ連絡した上で病院での診察を勧めてください。
3. 2. により、病院での診察を希望した宿泊者に対しては、病院の紹介等の支援を行ってください。
4. 住宅宿泊事業者等は、手洗い、うがいを励行すること。特に、2. の発症の申し出があった当該宿泊者と対応した住宅宿泊事業者等は、マスクの着用、症状が認められた際の病院での受診等適切な対応をしてください。

以上

観光庁 観光産業課
民泊業務適正化指導室

